

フランツィスカーナ刑法典(実体法部分)試訳

櫻庭, 総
九州大学大学院法学府 : 博士後期課程 : 刑事法学

<https://doi.org/10.15017/14721>

出版情報 : 九大法学. 96, pp.119-197, 2008-02-28. Kyudai Hogakka i
バージョン :
権利関係 :

【資料】 フランツィスカーナ刑法典（実体法部分）試訳

櫻庭 総

解題

フランツィスカーナ刑法典

序文 本刑法典の対象について

第一部 重罪について

第一編 重罪とその処罰について

第二編 重罪に関する法的手続について（章題のみ）

第二部 重違警罪とその際の手続について

第一編 重違警罪とその処罰について

第二編 重違警罪の際する手続について（章題のみ）

解題

一 啓蒙思想は刑法の世俗化・合理化・人道化という標語のもと、中世の恣意的専断的な処罰による暗黒時代に光を当て、近代刑法の諸原則の成立にも多大な影響を及ぼした。その影響は各地に波及し、その国や地域の刑法典に様々なかた

ちで反映される。当然、その際に思想は各刑法典ごとの特色によって彩られることになるが、これは啓蒙思想が、当時の時代状況に規定されつつ、その国や地域のどのような人々に受容され、彼らがそれをどのように理解したかに左右されることになる。オーストリア、当時のハプスブルク帝国においてはヨーゼフ二世を嚆矢とする啓蒙専制君主によって、刑事法の改革が着手されることとなった。

本稿はオーストリアにおけるフランツィスカーナ刑法典の実体法部分について翻訳を試みたものである。フランツィスカーナ刑法典とは、ハプスブルク帝国において一八〇三年九月三日にフランツ二世によって公布された統一刑法典であり、一般に「重罪と重違警罪に関する法律（Gesetz über Verbrechen und schwere Polizeübertretungen）」ともいわれる。そのテクストとしては、Gesetze und Verfassungen im Justizfache (JGS), Nr. 626があり、今回の翻訳に使用した。

フランツィスカーナ刑法典は、一七八六年のイタリアのトスカーナ刑法典や一七九四年のプロイセンのプロイセン一般ラント法第二編第二十章とならび三大啓蒙主義刑法典ともいうべき一七八七年のヨセフィーナ刑法典をその前身に持つ。

従って、フランツィスカーナ刑法典を考察するにあたっては、ヨセフィーナ刑法典との比較がさしあたり大きな課題の一つとなる²⁾。ヨセフィーナ刑法典の詳細な評価については先行研究に委ねるが、それが死刑の原則的廃止など特筆すべき進歩的側面を有していた反面、リゴリスティックで過酷な刑罰を温存していたこともまた事実である。もちろん、前者についての歴史的意義は毫も否定されるべきではないが、例えばシムミットはヨセフィーナ刑法典について後者の側面を強調した上で、それに続くフランツィスカーナ刑法典を次のように論じている。そこでは立法経緯等にも触れられているため、併せて紹介しておく。

「ヨセフィーナ刑法典は長寿を全うすることが出来なかつた。すでにレオポルド二世にして、改正法で船曳刑、鎖刑、公の懲罰及び烙印刑が廃止された（一七九〇）。さらにレオポルド二世は、食事や寢床によって懲役刑の質に差が生じることを撤廃し、受刑者の人間的な処遇を指示した。しかしオーストリア刑法の新たな形態はフランツ二世治下まで待たねばならない。その際に傑出した功績を得たのがマティアス・フォン・ハーン (Matthias von Haan) ならびにフランツ・フォン・ツァイラー (Franz von Zeiller) であった。後者は一八一

年のオーストリア一般民法典の起草者であるが、刑法的な関係で言えば、カントとフォイエルバハの原則を支持した。この二人の著名人以外にも、ソネンフェルス (Sonnenfels) が立法作業に加わっている。一七九三年から一八〇三年まで委員会での作業が続いた。マティアス・フォン・ハーンによって一七九四年に作成された草案が、「西ガリツィアに対する刑法典」としてフランツ二世により一七九六年六月一七日から施行されたことで、先の委員会の最初の成果はすでに一七九六年に現れた。ついで一八〇三年九月三日には「全ドイツ世襲領地に対して」フランツ二世により「重罪及び重違警罪に関する刑法典」が公布され、一八〇四年一月一日の施行をもつてオーストリア刑法史におけるヨーゼフ主義の時代は幕を閉じたのである。

フランツ二世はすでに一七九五年に国事犯に対して死刑を復活させている。先の新刑法典はその他にも謀殺、強盜故殺ならびに若干の放火の類型、そして奇妙なことに証書偽造にも死刑を規定した。もっともその後、慈悲深い実務 (Gnadepaxis) によって、死刑の約三分の二が自由刑に替えられる結果となった。依然として、とりわけ重罪の処罰については、威嚇原則が支配的である。牢獄刑

(Kerkerstrafe) は三等級で規定されている。第三級の牢獄刑はいまだ恐ろしく過酷なものである。確かに受刑者は「健康維持のために必要な光と空間」が与えられる。しかし彼は「常に手足には鉄の重りが、身体には鉄のリングが嵌められており、リングについては作業以外は牢獄につながれている。二日ごとには暖かいが肉の一切れも入っていない食事は与えられず、それ以外の日は水とパンのみである。彼の寢床は板切れであり、彼は誰とも集まって話し合うことが許されなかった」。身体的懲罰（下層国民階級の構成員について行われる）、公衆の面前での恥さらし及び公共労働は、過酷過ぎる牢獄刑をさらに過酷なものにするため未だに利用されていた。一八三四年から一八五〇年の間によろやく、自由刑の精神に反するこのような心身にわたる虐待が廃止された。

一八〇三年の公布勅令は、この法律の基本的傾向を以下の文章でまとめている。「有罪者は、犯罪を阻止するために威嚇され執行されねばならない以上の害悪を被るべきではない」。これは、シュトース (Stooss) が正当に指摘しているよう、フォン・ツァイラーを通じて法律に後々まで影響を与えたフォイエルバハの刑罰論に依拠するものである。また、重罪及び重違警罪に対しても「nullum crimen, nulla poena sine

lege」の原則が厳格に保持されている。もっとも、量刑に関して裁判官への厳しい拘束は緩和されている。裁判官は著しい減輕権を有している。このことが、前述の慈悲深い司法と相まってもたらした結果は、この法律が「実務上、最も寛大な新たな刑法典となった」ことである (v. Bar)⁽⁴⁾。

二 ところで、ある時代の刑法典を評価するにあたり、当時の時代背景、とりわけ国制を抜きに論じることができないのはいうまでもない。もちろんここでその本格的な検討を開陳することは差し控えるが、当時の国制の変動についても簡単に触れておかなばならない。

フランツィスカーナ刑法典が制定されたフランツ二世治下の国制は、ヨーゼフ二世治下での諸改革から再び旧体制へ復帰せんとする過程に位置づけられよう。近世ハプスブルク帝国における国制改革はマリア・テレーシアにその端を発するが、彼女はプロイセンを筆頭とする他国の諸勢力に対抗するため、中央集権化にむけて諸々の改革に着手した。その後、一七八〇年までのマリア・テレーシアとの共同統治を経て皇位を継いだヨーゼフ二世は、啓蒙思想の息吹を受け、領主・貴族の特権を廃止する「正しく、かつ一様な原理」に基づい

た諸改革を断行する。即ち、隷農制廃止勅令や臣民勅令による農民解放や領主裁判権の制限、地租勅令による領主からの租税徴収権の剥奪、寛容令による信仰の自由の容認、初等教育改革やその義務制化を含む普通教育規則、ならびに検閲法による許可書物の大幅な緩和等から示されるように、諸々の特権を廃止し自由を容認する政策はマリア・テレーシア時代と比べても非常にラディカルなものであった。⁵⁾

しかしながら、その徹底した平等理念に基づく諸改革は領主、教会勢力の猛烈な反発を生むこととなり、ヨーゼフ二世の没後、その統治を引き継いだ弟のレオポルド二世治下において早くも大幅な後退、譲歩を余儀なくされる。⁶⁾レオポルド二世の統治は僅か二年間であつたが、その後一七九二年から統治に就いたフランツ二世治下においてその保守性が顕在化することとなる。

ヘルブリンクはフランツ二世治下から一八四八年に至るまでの一般的な潮流を次のようにまとめている。

「フランス革命期に統治に就いたフランツ二世は、当時の大変動が啓蒙が有する精神的混乱のせいだとして、彼の世襲領土がこの文化方向の持つ作用を免れたものとするため、

「検閲規定の強化」と精緻に細分化した「警察システム」の

創設によってこれを達成しようとする。フランツ二世にとつては絶対君主制こそが最良の国家形態であり、彼の君主としての立場をなんとかして縮減させないよう尽力するなかで、彼は自身の宗教的立場にもかかわらず、教会の利益となるよう国家の権利を放棄しようという傾向は皆無であつた。同様に貴族に対しても彼の絶対主義的な原則を曲げようという気は無かつた。国民が統治に参加することを彼は頑なに拒んだ。彼の精神的な活気はあまり高くなかつたため、彼は自分自身や自分の行動力を全く信用しておらず、優柔不断であり、目的を達成するための忍耐力を往々にして欠いており、そして可能性に従つて重要な決断をすることを回避しようとした。

君主制の厳格に「保守的な立場」から、彼はびくびくと現在の関係を維持することを考えていた。……彼は国家の仕事に極めて広い範囲で個人的に参与した。王宮では静かな隠遁生活が支配しており、人々がしがみつく王宮のレットルにより、王宮の権限は単に高位貴族、高位軍人ならびに枢密顧問官に認められただけであつた。従つて王宮社会は純貴族制的な特徴を示しており、わけても最も高い地位に位置する官吏さえもこの集団に通常は入っていないかつた。その結果、貴族は宮廷における自己の特権的地位に基づき統治への影響をます

ます強め、貴族ではない公職の担い手は、たとえそのような状況で職に就くことが出来たとしても、ほとんど自己の立場を貫徹することは出来なかった。……こうした情勢のもと、オーストリアはますます政治的に束縛され、精神的に孤立した状況に立ち、それによりオーストリアは文化的領域のあらゆる進歩から隔絶する危険にさらされた。支配体系に対する極めて広範囲な国民領域の反感の必然的結果として、宰相クルーメンス・メッテルニヒの「保守正統主義政治」を生み出した……。解放戦争後に明らかとなった精神的向上や、国家的意識形成への関与に対する国民の関心に対して、更には口マンテイクの影響とは異なる、よって非ドイツ人も含んだ種々の国民によつて育まれた、特に国民国家オーストリアにとつて意義をもつた国民感情に対して統治が全く理解を示さなかつたため、公衆の不満はますます高まつた。従つて、三月前期の政治のもとで、意図せずして、精神に新しい燃料が供給されたのであり、それは最終的に一八四八年の革命的発展を開放したのである⁽⁷⁾。

こうした情勢のもと当時の国制については、ドラスティックな変革こそなかつたとされるが、しかし中央集権化が推し進められる一方、広範な検閲制度が確立され警察庁長官

(Polizei- Staatsminister) がその任にあてられ、また国家利益のために一八〇四年の国民教育制度の新秩序等によつて教会が利用されていったこと等、その実質は大きな変容を遂げていたのである。また、フランツ二世は国家行政の全部門を掌握しようと考えたため、個々の官庁の管轄領域はほんの僅かなものとなり、命令の単なる執行機関に変容しつつあつたといふ。それはもはや国家統治への関与ではなく単なる行政官庁であり、そこには「運営すれども統治せず」(“administriert, aber nicht regiert”) という状態に至る⁽⁸⁾。官僚制国家が看取できるだろう。

三 以上のような時代状況を踏まえたとついで、前述のシュミットのような評価の当否が再度問われねばならないだろう。さしあたりシュミットの評価を念頭に置きつつ、ヨセフィーナ刑法典との比較からフランツィスカーナ刑法典の特徴をいくつか挙げておくことにする。

まず、刑事犯（重罪）の部分に関しては、基本的にヨセフィーナ刑法典の構成をそのまま引き継ぐものといつてよいだろう。その上で、違いに着目すれば、前述の刑罰の過酷さが緩和されたといわれる点については、確かに、船曳や鎖刑は存在せ

ず、打擲もその上限が百回から五十回となっている(二〇条)。しかし、烙印刑は外国人に対してはなお存置されており(二二条)、刑期が十年を超える受刑者にはガレー船労働を科すことができる(一八条)。そして何よりも謀殺や故殺などに対する死刑が復活したことは見逃せない点である。次に減輕範圍が拡大されたといわれる点については、確かに責任年齢は二二歳未満から一四歳未満となり(二条d)、減輕事由が多く規定されている(第四章)。しかし他方で加重事由の数も増えており(第三章)、終身刑が規定されている(一五条)。

しかし、いずれにせよ注目すべき変化は違警罪の部分にこそある。単純に条文の数を比べても、刑事犯と違警罪について、ヨセフィーナ刑法典がそれぞれ一八四条と二二条であるのに対し、フランツィスカーナ刑法典は二二〇条と二七五条であり、違警罪の圧倒的な増加が認められる。内容に関して、ヨセフィーナ刑法典と比べ、実害の発生までかなり遠い領域まで包括的に規制が及んでおり、団体・結社への規制(三二条以下)をはじめとして各種職業への義務規定、官憲への届出規定や、更には児童虐待やベットの飼育など家庭内の事柄に関する規定も存在しており、日常生活への監視網の

徹底とバターナリスティックな介入が随所に見受けられる。もちろん、更に刑法典以外にも勅令や行政規則による諸々の規制が存在していたことにも注意を払わねばならない。これを前述の国制の様態と併せて、実質的な国家による規制範囲、権力作用が明らかにされる必要もあるだろう。

このように違警罪まで視野に入れるとすれば、一般に反動期と位置づけられる時代に公布された刑法典に対するシュミットの上述の高い評価が、一面的なものではないかとの疑いが生じてこよう。即ち、シュミットによれば、重罪及び重違警罪ともにフォイエルバハの強い影響を受け罪刑法定主義が厳格に保持されているというのだが、ここでは形式的な法治主義の側面のみが強調されてはいないだろう。確かに、ヨセフィーナ刑法典が従来の領主裁判権による恣意的処罰に対する反省から、罪刑の法定を高らかに謳いあげ、いわゆる派生四原則を不完全ながらも規定したことには重要な意義が認められねばならない。しかし、既にヨセフィーナ刑法典を前提としたフランツィスカーナ刑法典については、とりわけその重違警罪部分に関しては、その点を高く評価することはできない。前述したように、ヨセフィーナ世のもので為されたラディカルな平等主義によって自由を知った民衆に対し、その後の

フランツ二世治下では検閲の強化等をもって対応したのであり、重違警罪の増加も、民衆の生活に対する広範な治安政策の一環として位置づけられるのではないだろうか。

この点は、形式的法治主義にとどまらない罪刑の民主的な拘制を考える場合に重要であろう。啓蒙思想のどのような側面が発展され、あるいは変容されたのか、それがヨセフィーナ刑法典に継受される過程のみならず、そこからフランツィスカーナ刑法典に引き継がれる過程までも含めて検討することで、より動態的な考察が可能になるだろう。同様の視点は、「刑罰の緩和や「慈悲深い」裁判官の裁量権の拡大による「人道化」に対する肯定的評価についても当てはまるように思われる。

また、フランツィスカーナ刑法典の重違警罪部分の編纂作業の中心に位置したとされるのが、主たる関心を官房学に抱きながら、他方で拷問廃止を訴えたソネンフェルス⁹であったことも興味深い点である。即ち、そこに現れたのがソネンフェルスの啓蒙主義者としての側面なのか、官房学者としての側面なのか、もちろん両者を截然と区別することは不可能としても、彼の主著等を通じて両者の関係を明らかにしていくことにより、前述の発展や変容を説明する手がかりが得られる

のではないだろうか。

さしあたり本法典からは以上の分析視点を提起し得るかと思われる。この点はおそらく、上からの近代化と啓蒙思想という論点に収斂するのではないかと考えらえるが、更なる資料と検討を要する作業である。いずれにせよ、以上のような検討を通して、中世の特権階級による恣意的専断的処罰から訣別を図り、彼らによって虐げられた人々の代弁者であった啓蒙思想が持つ歴史的意義をより深化させていくことが必要であろう。近代刑法史研究の更なる発展にとって、本資料が僅かながらでも資するものとなれば幸いである。

最後になるが、訳出にあたっては、概念の不明確な語も多く、誤解を避けるためにも出来るだけ原語を挿入することにした。また、訳出範囲についてもお断りしておく。確かにフランツィスカーナ刑法典は実体法のみならず手続法も包括したものであるが、テレシアーナ刑法典からヨセフィーナ刑法典への移行時をもって一応は実体法と手続法の分離が確立していたこと、前述したヨセフィーナ刑法典との比較の重要性、ならびにフランツィスカーナ刑法典がその実体法部分に関しては一九七四年のオーストリアの刑法改革まで多大な影響を

及ぼし続けたといわれること等⁽¹⁰⁾を鑑みて、さしあたり今回は重要度の高い実体法部分を訳出し、手続法部分については章題を掲げることとめた次第である。

注

- (1) フランツィスカーナ刑法典について言及されている邦語文献としては、さしあたりヴェルナー・オグリス(和田卓郎訳)「法改革者としてのヨーゼフ・フォン・ゾネンフェルス」法学研究所紀要十号(一九八九年)における和田の訳註一〇三頁以下を挙げる。
- (2) ヨセフィーナ刑法典については足立昌勝による翻訳が存在する。足立昌勝『国家刑罰権と近代刑法の原点』(白順社 一九九三年)一七三頁以下。
- (3) 足立・前掲書、一五頁以下参照。
- (4) Eberhard Schmidt, Einführung in die Geschichte der deutschen Strafrechtspflege, Dritte, völlig durchgearbeitete und veränderte Auflage, Göttingen 1965, S. 258 ff. また Rudolf Hoke, Österreichische und Deutsche Rechtsgeschichte, Wien 1992, S. 432 ff. もフランツィスカーナ刑法典が刑罰体系において船曳刑などの廃止をもって人道化を達成し、刑罰目的においてフォイエルバハの一般予防論を取り入れた当時としては極めて近代的なものであったと評価している。
- (5) 日本における、近世ハプスブルク帝国の国制改革一般に関する研究としては、丹後杏一「ハプスブルク帝国における啓蒙絶対主義の統治機構」(一)、「(四)」『有明工業専門学校紀要』一三〇〜一三六号(一九七六〜七八年)、田熊文雄「十八世紀オーストリアにおける国政改革」『西洋史学』九九号(一九七五年)、三九頁以下等参照。
- (6) さしあたりレオポルド二世の治世に関する邦語文献としては、槇裕輔「レオポルド二世とハプスブルク君主国における啓蒙絶対主義」日本法学六七巻一号(二〇〇一年)、一八二頁以下参照。なお、レオポルド二世は「不明確な姿」を見せる人物であるが、槇によれば、レオポルド二世の治世は「確かに部分的な譲歩による「後退」であったとしても、決して全面的な妥協でも譲歩でもなく、本質的には……啓蒙絶対主義を引き継ぐもの」であることである。
- (7) Ernst Hellbing, Österreichische Verfassungs- und Verwaltungsgeschichte, Zweite, verbesserte und ergänzte Auflage, Wien・New York 1974, S. 324 ff.
- (8) Vgl. Hellbing, a.a.O. S. 326 ff.; Herman Baltl / Gernot Kocher, Österreichische Rechtsgeschichte, 9., ergänzte Auflage, Graz 1997, S. 175 ff.
- (9) ソネンフェルスの翻訳としては、ヨーゼフ・フォン・ソネンフェルス(宮本弘典訳)「拷問廃止について」『関東学院法学』二巻四号(二〇〇三年)、四二七頁以下が有名。
- (10) Hoke, a.a.O. S. 436. Hokeによれば、一八四八年革

命の影響は、烙印や打擲による身体加重刑を廃止したにすぎず、その後の一八五二年刑法はフランツィスカーナ刑法典を土台にしているといつ。

フランツィスカーナ刑法典

一八〇三年九月三日公布勅令

Patent vom 3ten September 1803

現在の法律に關して求められる経験、知識や文化の發達及び状況の変化により、立法一般、とりわけ刑事立法が完備されねばならぬという確信から、朕は、統治における多くの朕の先祖と同様に、重罪と重違警罪に關する新たな刑事法律を公布することにした。

一七八七年に公布された犯罪とその処罰に關する一般法典及びそれに続く一七八八年の一般刑事裁判令は、旧來の刑事立法から見れば、多くの点で際立つたものとなっている。

それでもなお、上記の法典は徐々に多くの注釈、制限ないし拡張のための補足及び修正をもたらしたのであり、こうし

た注釈、補足及び修正はまとまつた編集なくしては容易に忘れ去られるものである。また、上記の法典も、その主要な部分にさえ、改良の余地を残したままであつた。

それゆゑ朕は、新たな刑法典の草案を作成し、わざわざ諸々の行政区画で設置される検査委員会に提出すべきことを命じたのである。新刑法典の導入が急務であつた西ガリツニアに限つては、作成された草案に若干の改良を施し即座に拘束力あるものとした。

この入念さから、草案に關してはこれを執行するかどうか十分な考慮が求められており、また、再度全体を精査する際には、送付されてきた専門家の意見が利用された。

特に朕が考慮したのは、重罪と重違警罪との間に境界線が存在するということ、そしてこの重要な決定には何らの恣意も見受けられないということである。

重罪の種別は明確な区別の指標によつて名づけられ、可罰性の程度は一般的な加重、軽減事由と同様に、特別な加重、軽減事由によつても示される。裁判所は量刑に際して、裁判所に正しい判断が委ねられつる範囲内で、それらの事由を考慮せねばならない。

刑罰の種類を規定するにあたっては、支配的な根拠から、

朕は戒厳令 (Standrechte) の他にも重罪の若干の種類に死刑を再置することを余儀なくされた。しかしながら、死刑が科せられるのは、完全な考慮をもって詳述することが可能であり、且つ、公的、私的な安全に極めて危険な影響がある際、公的処理にその峻厳さが要求されるような重罪に限られた。

危険性の少ない重罪については、朕の心情から、以前の法律が有している過酷さを緩和し、刑期のより慎重な等級付けを通じ、裁判官の判決を重罪の侵害の程度に従って制限することを敢行した。

有罪人は、重罪を阻止するために威嚇され執行されねばならない程度を超えた害悪を被るべきではない。また、刑罰の結果が無辜の家族に及ぶことは、常に可能な限り、最小限となるべきである。

最後に、犯罪と刑罰の時効も、公共的な用心を緩和しうる条件のもとで再開されている。また、財の没収は完全に廃止され、裁判所には、犯罪者の無辜の家族への配慮をもって、刑罰の種類を変更する権限が認められている。

刑事手続を規定するにあたっての朕の目的は、有罪の者は迅速に発見され刑罰を科せられ、無辜の者は彼への嫌疑について無罪が宣告されるが、疑わしい危険な市民は監視の下に

置かれるということにあった。

それゆえ朕は審問過程を簡略化した。遅延なくしては分離不可能な裁判行為が刑事裁判権のなかに一体化され、なお疑いを免れ得ないような証拠は上級裁判所の厳格な精査に付され、刑事裁判所にも行政機関にも、疑いの残る被審問者を監視する共同体的な慎重さが課せられている。

不道徳へと誘惑する重罪若しくは付随結果が故意の違反と同程度に有害であるような行為を予防すべきためのものが、重違警罪に関する刑法典であるが、これは新刑法典においては、一般福祉の精密で入念な運用に向けて、いわゆる行政犯に関する以前の刑法典よりも網羅的な広がりをもっている。

しかしながら、改心を促す懲罰と刑事処罰との正しい関係を十分に考慮するため、また、悪行の重大さを法律によって科された刑罰の程度に従って判断することに慣れてしまった者についても、重罪への憎悪の念を危険性の少ない事件と混同して弱めることがないよう、朕は、行政処罰 (Politische Strafe) の上限が、法定の刑事処罰の下限を超過してはならないという原則を採用した。

それでもなお、朕は、行政処罰についても正規の手続がなければ科せられないことを望むものである。

それゆえ行政機関は重違警罪に関する手続において、重罪についての司法機関と同様に、完備された精密な規定に拘束される。そのことにより、状況に応じた最大限の援助を失うことなく、被審問者はあらゆる恣意的な処遇から保護されていることがわかるだろう。

上記が最も重要な点であり、刑法典を解釈及び運用する際に明確に示されねばならない。

従つて朕は、新刑法典が一八〇四年一月一日より、我がドイツの全世襲領地において執行され、また重罪及び重違警罪に関する裁判権が割り当てられている全機関により、手続及び処罰における唯一の規定として使用されるべきことを命ずる。

既に刑罰を宣告された場合若しくはようやく審問に付された場合にも、同様に上記の期日以前に犯されたが、審問に関しては上記の期日経過後になつた重罪及び重違警罪にも、以前の刑法典よりも新刑法典のほうが軽い処遇であることが判明した場合には、朕は新刑法典の効果をその都度に及ぼさうと思ふ。それゆえ、時効もまた、新刑法典に明記されている要件のもとで、現在の一般刑法典によれば時効となり得ない違反についてさえも適用される。

序文 本刑法典の対象について

一 あらゆる違法行為には責任（Verantwortlichkeit）がある。立法に関しては、さしあたり国家のなかで比較的高程度に安全を脅かす違法行為に対する厳しさが求められる。上記違法行為は他の違反（Übertretung）とは名称において異なる。即ち、重罪と重違警罪と呼ばれる。

二 重罪とは違法な作為及び不作為であり、その作為及び不作為とは、国家における安全の侵害がことさらに意図されており、且つ、侵害の程度ないし状況の有している危険な性質が刑事上の取り扱いに適したものである。

三 意図的な重罪であつても、それが対象の性質、つまり行為者の人格により、若しくは生じた状況の性質により、重罪における取り扱いに適さないものであれば、重違警罪として扱われる。

四 重違警罪に属するのはさらに以下の場合がある。即ち、

何らかの重罪に向けられた故意なしに、法律により重罪とされている行為又は大きな不利益を回避するために禁じられている行為を行った場合若しくは、上記の目的のために命じられている行為をしなかった場合である。

五 最後に、重罪の阻止に道徳が一般的影響を持っているため、公共の道徳を乱す行為も重違警罪に加えられる。

六 但し、重罪ならびに重違警罪として取り扱われ処罰されるのは、本刑法典において明文で重罪若しくは重違警罪と示されているもののみである。

七 その他の違反の取扱い及び処罰は、それに関して存在する規定に従い、それについて決定権を有する機関に留保されたままとなっている。

八 本刑法典は二部から成る。第一部には重罪に関する規定及びその手続が含まれている。第二部には重違警罪に関する規定及びその際に考慮すべき手続が含まれている。

第一部 重罪について

第一編 重罪とその処罰について

第一章 重罪一般について

第一条 重罪には悪しき故意 (Vorsatz) が必要である。但し悪しき故意が有責となるのは、重罪と連結する害悪を作為又は不作為の際に若しくはその直前に、まさに惹起し決意した場合のみに限られず、他の悪しき意図 (Absicht) により為し、又は為さなれなかった事柄から、それに由来する害悪が一般に生じたか、若しくは容易に生じうる場合も含まれる。

第二条 従って、以下のいずれかの項に該当する作為又は不作為は重罪として帰責されない。

- (a) 行為者が理性を行使することが全く不可能な場合。
- (b) 当時の心境が周期的意識錯乱 (abwachselder Sinnverrückung) の際に、行為が混乱の継続時に行われた場合。
- (c) 犯罪への意図なく招いた完全酩酊状態にあった場合、

若しくは行為者が自らの行為を自覚しなかったその他の混乱状態にあった場合。

- (d) 行為者がいまだ十四歳未満であった場合。
- (e) 行為が抗拒不能な強制によって為された場合。
- (f) 行為における重罪を認識させないような錯誤に遭遇した場合。

(g) 害悪が、偶然、不注意 (Nachlässigkeit) 又は行為結果への無知から生じた場合。

第三条 重罪に関する現行法律の不知をもつても、その重罪の不法自体は明白であるため、何人も免責されない。

第四条 重罪は行為者の悪意 (Bosheit) から生じるのであり、重罪を受ける者の性質からは生じない。従って重罪は、悪行を働く者、不注意な者 (Unsinigen)、子ども、眠っている者に対しても行われ、また、自身の侵害自体を望む若しくはそれに同意した者に対してさえ、行われる。

第五条 直接の行為者のみが重罪の責を負うのではない。命令、勧告 (Anruthen)、教導 (Unterricht)、又は称賛 (Lob) によって悪行を導いた者、故意にその誘因となった者、その悪行遂行のために、意図的に手段の調達、障害の除去又は何らかの方法で支援した者、助力を与えた者、

及び悪行の確実な実行に寄与した者も、同様である。また、暫定的でしかなくとも、行為遂行のため行為者に付与されるべき助力、援助に関して、若しくは収益金及び利益の分配に関して、行為者と同意した者も同様である。

第六条 暫定的な同意なく、犯罪が犯された後にはじめて行為者に助力、援助を与えた者、若しくは既に知っていた重罪から収益金及び利益を得る者は、確かに重罪と同様の責任はないが、刑法典に規定されている各重罪としての責任を結果として負う。

第七条 行為が実際に実行されたことは重罪に必要ではない。悪意の者が実際の遂行 (Ausübung) に向かう行為に着手したが、無能力、他人の妨害の介入、又は偶然によつてのみ重罪の既遂に至らなかつた場合は、その時点で悪行の未遂が重罪となる。

第八条 思想ないし内心の悪い企てに関して、何らの外部的行為にも着手していない、若しくは法律で規定された事柄の何らの不作為もない場合は、何人も釈明を求められることはない。

第二章 重罪の処罰 一般について

第九条 重罪の処罰は、犯罪者の死若しくは牢獄 (Kerker) での拘禁である。

第一〇条 死刑執行は絞首刑による。

第一一条 牢獄刑 (Kerkerstrafe) はその重さに応じて三等級に区分される。名称について、第一級は付加なしの牢獄、第二級は重牢獄、第三級は最重牢獄とする。

第十二条 第一級又は最下級の牢獄刑では、受刑者は、鉄の重りはないが閉所に拘禁され、在監中は (in der Verpflegung) 各受刑者に定められた受刑場 (Straförtter) の施設で作業を行う。受刑者には水以外の飲料物は許可されず、また看守の不在時に集会を開くこと及び看守の理解不能な言語での会話も許可されない。

第十三条 第二級の牢獄刑を宣告された者は、足を鉄につながら、日々の食事は温かいが肉抜きのものが与えられる。寝床はむきだしの板に限られ、その者と直接の関係がない人々との相談は許可されない。

第十四条 最重牢獄又は第三級の牢獄刑は以下の通り。受刑者はあらゆる共同体から隔絶した牢獄に置かれるが、そこでは健康維持のために必要な光と空間は享受される。受刑

者は、常に手足には重い鉄が、体中には鉄の輪が嵌められ、

鉄の輪については労働時間以外は鎖につながれる。二日ごとのみ温かいが肉抜きの食事が与えられるが、それ以外の日は水とパンが支給される。その者の寝床はむきだしの板に限られ、他人との集えないし会話は一切許可されない。

第十五条 重罪の牢獄刑は、完全終身か又は確定した期間かのどちらかが宣告される。後者は最短で六月、最長で二十年である。状況の差により犯罪の軽重が左右されるため、あらゆる個別事案についての刑罰の程度を、確定的に法律自体のなかで示すことは許されない。従って、以下の章ではあらゆる重罪の種類に際して、刑期の最短から最長までの幅のみが画定されており、その範囲内で、刑期が重罪の程度に従って裁量されねばならない。

第十六条 牢獄刑には常に労働への従事が義務づけられる。従って受刑者は、受刑場 (Strafört) における整備に必然的に伴う労働に従事せねばならない。また、刑務所 (Strafhausern) においても、受刑者に宣告された重牢獄の程度に応じて、可能な限り受刑者を重労働にも利用することが顧慮されねばならない。

第十七条 牢獄刑は以下により更に加重せらる。

(a) 公共労働への従事

(b) さらに台への繋留

(c) 杖又は笞による懲罰

(d) 禁食

(e) 刑罰受忍後のラント追放

第一八条 公共労働は男性受刑者にのみ科すことができる。

また、公共労働は鎖につながれて行われねばならないため、重牢獄刑及び最重牢獄刑にのみ付加することができる。刑期が十年を超える受刑者にはガレー船労働も科されうる。

第一九条 さらに台への繋留にあたって、宣告された者は、

重い鉄に手足をつながれ、監視の下、民衆が集まるに十分な広さの場所で、高い処刑台の上で、三日前後の期間、毎日一時間、公衆の見世物として置かれ、その者の胸の前にかけられた板にその者の犯罪ならびに科された刑罰が簡潔、明瞭且つ読みやすく示される。但し、この加重の余地があるのは、加重が明文で法律に記されているか、若しくは加重を付加すべき刑罰が最短でも十年以上である場合に限られる。

第二〇条 杖打ちは成人男性に行われる。但し、笞打ちは十八歳未満の青年 (Junglinge) に行われ、女性には懲罰が

行われる。懲罰は刑期中、何度も繰り返すことができる。

打擲の数及び懲罰の繰り返しの決定は、裁判官の判決に依存しているため、裁判官は犯罪の重大さ、行為者の害悪及び行為者の身体的性質を顧慮せねばならない。一度につき五十打以上は加えることができない。執行は受刑場の堀の内側で行われる。

第二一条 第一級及び第二級牢獄刑は、禁食によって加重することができ、その禁食の内容は、受刑者が数日間、水とパンのみですこすというものである。但し、これは月に三度を超えてはならず、且つ連続してはならない。

第二二条 ラント追放は外国人の重罪犯人に対してのみ行うことができ、また常に、本刑法典の規定が妥当する本国全土に及ばなければならない。重罪に特別の危険性がある場合は、その者に烙印が付加されるべきである。この烙印は、腹部の左側に、判決が宣告された行政区画の頭文字と伴に R の文字が、明白且つ抹消不可能な方法でしみこませられる。

第二三条 重罪に死刑、重牢獄又は最重牢獄が宣告される刑事判決には、本法典に基づき更に以下の効果が伴う。

(a) 重罪犯人が、領主乃至騎士階級の者、ラント内の大学

乃至学院 (Lyceum) の在籍者、軍事名譽階級の所持により公職 (Civil-Dienst) へ昇格した者である場合、上記の判決には同時に、身分上の戸籍及び大学又は学院の学籍からの抹消ならびに名譽階級の喪失が伴う。

- (b) 重罪犯人が貴族である場合、刑事判決には、貴族の地位の喪失、ならびにその者の人格に關し本世襲領地の國制に従つて貴族に屬するあらゆる權利の剥奪が附加されねばならない。但し、この喪失はただその者のみに該当するのであり、従つてその妻及び刑事判決以前に出生した子どもには該当しない。

- (c) 重罪犯人は、判決が告知された日から刑期の期間中に、つき、生存中の何らの拘束力ある取引の締結も、遺言の作成もできない。但し、その者の以前の行為又は命令は、刑罰を理由に失効することはない。

第二四条 職業の喪失は、法律によつて重罪に伴う効果ではない。従つて、職業及び市民權の剥奪を刑事判決によつて科すことはできない。但し、重罪犯人に対し、刑罰の受忍後に以前の職業の繼續を許可することが憂慮される場合、判決の告知後に、これに關して、その者の職業の授与を担当する機關に届出がされねばならない。

第二五条 どれほど要罰性 (Strafwürdigkeit) があることも、何人も重罪犯人として實際の刑罰が科せられることはない。

第二六条 刑罰は厳密に法律に従つて決定されねばならず、法律が重罪犯人及び行為者の性質の存在に應じて規定している以上の加重も減輕もしてはならない。

第二七条 また、現在の法律に規定されている以外の刑罰の種類を重罪犯人に科すことはできない。

重罪犯人と被害者の和解 (Ausgleichung) に反して科された刑罰を破棄することもできない。

第二八条 重罪犯人が異なる種類にわたる複数の重罪を犯した場合、その者はより重い刑罰が規定されている重罪に従つて、但し他の重罪を顧慮して、処罰されねばならない。

第二九条 上記の規定は、重違警罪に重罪が伴う場合にも、重違警罪に対して禁錮刑 (Areststrafe) 又は身体的懲罰が規定されているならば、顧慮されねばならない。但し、その他の種類の刑罰が規定されている場合、その刑罰は、行政官憲により、個別に本法典第一部の規定に従つて科されねばならない。

第三〇条 本国 (Länder) の臣民が外国で犯した重罪は、

その処罰にあたり、その重罪が犯されたラントの法律を顧慮せず、本刑法典に従って刑罰が裁量される。

第二十一条 本国で重罪を犯す外国人も、本刑法典に従って判決が宣告される。

第二十二条 外国人が国外で犯した重罪が、本国の国制、公的証書又は貨幣制度に影響を及ぼした場合、その者は本刑法典によつて本国人と同等に処遇される。

第二十三条 国外で犯された重罪が上記の対象に何ら影響を及ぼさなかつた場合、外国人の重罪犯人は、確かに身柄を拘束されうるが、その者が重罪を犯した国と、即座に、その者の引渡しに関して了解がとられねばならない。

第三十四条 万が一、外国が引き渡しを拒否した場合には、国外の重罪に対して、通常は、本刑法典の規定に従つた措置がとられねばならない。但し、行為が行われた地域の刑法典に従つことにより軽い処遇となる場合、その者は、そのより軽い法律に従つて処遇されることができ。なお、刑事判決には刑期完遂後の追放が付加されねばならない。

第三十五条 重罪犯人の処罰は、重罪によつて傷つけられた、又は損害を被つた者の権利に何ら変更を加えるものではなく、また、重罪に対する補償、若しくは重罪犯人やその相

続人又は重罪犯人の資産からの補償を受けるにふさわしい者の権利に何ら変更を加えるものではない。

第三章 加重事由について

第三十六条 一般に重罪が重大なほど、思慮が練られたものとなるか、重罪に着手するための準備が周到なものとなる。若しくは重罪によつて惹起された侵害又は侵害に伴つ危険が大きなものとなる。反対に、慎重さは減退する、若しくは重罪によつて侵害される義務が多くなる。

第三十七条 特別の加重事由は以下の通り。

- (a) 異なる種類にわたる複数の重罪が犯された場合。
- (b) 全く同一の重罪が複数回繰り返された場合。
- (c) 若しくは重罪犯人が既に同様の重罪により処罰されている場合。

(d) 重罪犯人が他人をそのかして重罪を犯させた場合。

(e) 重罪犯人が、複数人によつて犯された重罪の惹起者 (Urheber)、扇動者、首謀者 (Rädelshirer) であつた場合。

第三十八条 被告人が審問において、虚偽の状況を捏造することと裁判官を欺こうとした場合も加重事由となる。

第四章 減軽事由について

第三九条 行為者の人格に関する減軽事由は以下の通り。

- (a) 行為者が二十歳未満である場合、及び行為者の弁別能力が乏しい、又はその者の教育が全く不十分であった場合。
- (b) 重罪を犯す以前の行為者の行状が申し分のないものであった場合。
- (c) 行為者が、第三者の誘因により、若しくは恐怖又は従順から重罪を犯した場合。
- (d) 行為者が通常の間人感情に由来する劇的な感動に駆られて重罪を犯した場合。
- (e) 行為者が、前もって決めていた意図よりも、他人の不注意から生じた重罪の機会に誘惑された場合。
- (f) 行為者が切迫した貧困から重罪に駆り立てられた場合。
- (g) 行為者が、生じた侵害の補償又は更なる悪い結果の阻止に尽力した場合。
- (h) 行為者が、容易に逃走又は隠れていることが可能だったにもかかわらず、自首し、重罪を告白した場合。
- (i) 行為者が、身を隠している他の重罪犯人を発見し、その収監 (Einbringung) のために機会及び手段を提供し

た場合。

- (k) 行為者が、その者に責任なく延長された審問のために、比較的長期間拘束された場合。

第四〇条 行為の性質を顧慮した減軽事由は以下の通り。

- (a) 重罪の既遂 (Vollbringung) からいまだに距離があるという程度で、未遂にとどまっている場合。
- (b) 重罪の実行に伴い、より大きな侵害の付加を、その十分な機会があるにもかかわらず、自由な意思から断念した場合。
- (c) 重罪に由来する侵害が軽微である場合又は被害者が十分な補償を受けている場合。

第五章 量刑の際の加重及び減軽事由の適用について

第四一条 加重事由が考慮されるのは、それに対する減軽事由が斟酌できない場合のみである。同様に、減軽事由も、それに対する加重事由が存在しない限りで考慮される。両者どちらが優勢であるかという基準に従い、刑罰の加重又は減軽が適用されねばならない。

第四二条 加重に際しては、それぞれの重罪に規定されている刑罰の種類を変更することはできず、また、法律で画定

された期間を超えて刑罰を延長することもできない。

第四三条 法律により死刑が宣告される重罪に際しては、刑罰の加重は行われぬ。

第四四条 終身刑が規定されている重罪に際して加重事由が伴う場合、その事情の性質に応じて、第一七条に従った加重を言い渡すことができる。

第四五条 その他の刑罰に際しては、加重事由の重大性に応じて、法律の定める比較的長期ないし最長の期間に従った牢獄刑が裁量されねばならず、またその刑は比例して、第一七条に従った加重もされねばならない。

第四六条 死刑若しくは終身牢獄が科される重罪に際して、減輕事由が存在する場合、確かに裁判官は判決を法律に従って獲得するだろうが、更に本刑法典第一部第二編の規定に従わねばならない。

第四七条 その他の重罪についても同様である。即ち、減輕事由についても同様に、刑罰の種類及び法定の刑期を変更することはできず、刑期は法の許す範囲内で短縮されねばならない。但し、個別事案において減輕に関する例外がどの程度行われるかは、同様に、本刑法典第一部第二編に規定されている。

第四八条 法定の刑期が五年以下の重罪についてのみ、十分な理由から重罪犯人の改善が期待される複数の減輕事由が競合している場合は、牢獄をより低い等級へ変更すること、及び法定の期間を短縮することができる。

第四九条 また、法定の刑期が五年以下の重罪については、無辜の家族へも配慮がなされるものとし、その家族にとつて、長期の刑罰により生活状況に深刻な損害が発生した場合、その刑期は短縮されねばならない。但し、その短縮方法は、禁食又は懲罰の付与を伴うものであり、従つて、より長い期間はより苦痛を伴つて刑罰で代替されるという方法に限られる。

第六章 重罪の種別について

第五〇条 重罪とは、国家の統一、公共の安全措施又は公共の信頼における共同体の安全を直接に脅かすものであるが、若しくは個人の安全に対して、人身、財産、自由又はその他の権利を侵害するものである。

第五一条 前条の關係に従い、本条に掲げるものを重罪とする。

1 反逆及びその他の公共の安寧を乱す行為

- 2 反乱及び暴動
- 3 公然たる暴力行為
- 4 被追放者の帰還
- 5 職権濫用
- 6 国家証書偽造
- 7 通貨偽造
- 8 宗教紊乱
- 9 強姦及びその他の猥褻行為
- 10 謀殺及び故殺
- 11 墮胎
- 12 子どもの遺棄
- 13 傷害及びその他の身体的侵害
- 14 決闘
- 15 放火
- 16 窃盗及び横領
- 17 強盗
- 18 詐欺
- 19 重婚
- 20 誣告
- 21 重罪犯人の支援

第七章 反逆及び他の公共の安寧を乱す行為について

第五二条 以下の者は反逆の罪を犯している。

(a) 国家元首の安全を侵害する者。

(b) 国家体制の暴力的変革、国家に対する外部からの危険の召致又は助成をもたらず何事かを企てた者。その様態は、公然か非公然か、個人によるか団体によるか、及び武器使用の有無を問わず、仲介、助言又は自己の行為によるもの、伝達された上記の目的に関する主要な秘密又は陰謀の通知によるもの、若しくは扇動、募集、間諜、援助又はその他何らかの上記目的を旨指す行為によるものである。

第五三条 前条の罪には、全ての結果が発生せずとも、また未遂にとどまっただに過ぎないとしても、死刑が科せられる。

第五四条 反逆を含む企てを、それが更に進行すること、を容易且つ何らの危険なく阻止できたにもかかわらず、事前に阻止しなかった者は、共同責任者となり、終身の最重牢獄に処されるものとする。

第五五条 反逆の罪となる重罪犯人を知りながら、疑念を抱きつつも官憲に届け出なかった者も、その届出がなくとも有害な結果がもはや生じ得ないことが状況から明らかでは

ない場合は、共同の責任を負う。この共同責任者は終身の重牢獄に処されるものとする。

第五六条 反逆を企図する第五二条一項で示された団体に参加しているが、その後、悔悟から、その団体の構成員、会則 (Satzung)、意図及び計画を、それらがいまだ不明であり、且つ侵害が阻止されうる時期に、官憲に告発する者には、完全な刑の免除及び届出が為されたことの秘密が保証される。

第五七条 悪意をもって、他の同胞に対し、発言、文書又は比喩的表現により、統治形態、国家行政又はラントの国制に対する反感を吹き込もうとした者は、公共の安寧を乱す罪を犯している。

第五八条 領邦君主の人格に対する、明白な反感を生ぜしめうるような中傷もまた、それが社会や公共の場で行われた場合、それが同様の文書であれ、嘲笑的な表象であれ、他人に伝わった時点で前条の罪責を負う。

第五九条 前二条における公共の安寧を乱す罪は、一年以上五年以下の重牢獄に処されるものとする。

第六〇条 間諜 (スパイ) については、軍事機関によってその断罪及び処罰が行われるため、軍事立法の規定に委ねら

れるものとする。

第八章 反乱及び騒擾について

第六一条 官憲に対し暴力を用いて抵抗するため数人が集合することは反乱の罪となる。この反乱の意図は、何事かを強制するため、課せられた義務を破棄するため、公共施設を無効化するため、若しくは何らかの方法で公共の安寧を乱すためのものでよい。暴力行為は、官憲の人間それ自体に向けられたもの、若しくは官吏、共同体の長 (Gemeindevorsteher) 又は命令遂行のために指名された下級役人 (untere Diener) に向けられたものでよい。

第六二条 反乱の開始と同時に、その進行中からであれ、その輪に加わった者は、反乱の罪責を負う。

第六三条 反乱の際に、騒動を制止するために接近してきた官憲の人間及び見張り番 (Wachen) に逆らい反抗的な態度を変えなかった者は、公共労働を伴う五年以上十年以下の重牢獄に処され、その者が同時に首謀者及び扇動者であった場合、その刑期は十年以上二十年以下となる。

第六四条 前条の場合以外では、首謀者及び扇動者は五年以上十年以下の重牢獄及び公共労働となる。但し、その

他の共同責任者は危険性、侵害及びその者の関与 (Theilnehmung) の程度に応じ、その刑期が一年以上五年以下となる。

第六五条 騒動が、その発生の際に、広範な危険性の噴出なしにまもなく沈静化した場合、首謀者及び扇動者に対しては一年以上五年以下の牢獄が、その他の有罪人には六月以上一年以下の牢獄が科せられる。

第六六条 何からの誘因から人が集合した際に、官憲による制止に対する反抗から、及び実際の暴力的手段の結合から、安寧秩序の確立のために並外れた権力 (Gewalt) が行使されねばならない事態となる場合、騒擾が生じており、そのような輪に加わった全員が騒擾の罪を負う。

第六七条 騒擾が戒厳令によって阻止されねばならない場合、死刑が行われるが、それに関しては別の章「戒厳令について」で扱われる。

第六八条 戒厳令下以外では、扇動者及び首謀者は十年以上二十年以下の公共労働を伴う重牢獄に処されるものとし、また、計画の悪意及び危険性の程度が大きい場合、その刑期は終身とする。

第六九条 その他の共同責任者は一年以上五年以下の公共労働

を伴う重牢獄に処されるものとし、悪意及び関与の程度が大きい場合、その刑期は五年以上十年以下となる。

第九章 公然たる暴力行為について

第七〇条 公然たる暴力行為の罪となるのは以下の場合である。

第一の場合。一人ないし集団となっていない数人が、裁判官、官憲の人間又はその職務を代行する者に対して、若しくは公的な命令を執行中の見張り番に対して、危険な威嚇又は現実の暴力的行動により、武装せず侵害も生じていないとしても、反抗する場合。

第七一条 上記の重罪は六月以上一年以下の公共労働を伴う重牢獄に処される。但し反抗が武装して行われた場合若しくは損害又は傷害を生じさせた場合、その刑期は一年以上五年以下となる。

第七二条 第二の場合。官憲の看過に乗じて、他人の地所の平穩な占有又はそれと関連する他人の権利が、集団となった複数人の暴力的な侵入によって乱される場合若しくは、協力者 (Gehilfen) がいなくとも他人の住居に武装して侵入し、同所でその者又はその同居人の財産に暴力が

行使される場合、それが不法の誤信に基づく復讐のため、主張されている権利を実現するため、約束や証書（Beweismittel）を強要するため、若しくは悪意ある言動を満たすためであれ、公然たる暴力の罪となる。

第七三条 上記暴力行為の惹起者は一年以上五年以下の重牢獄に服する。協力者として必要とされた者は六月以上一年以下の牢獄に処されるものとする。

第七四条 その他の、他人の財産に対する悪質な侵害は、悪意及び加えられた侵害の程度に応じて六月以上一年以下の牢獄となる。但し悪意が大きく且つ侵害が重大である場合、一年以上五年以下の重牢獄に処される。

第七五条 第三の場合、合法的官憲の承諾及び同意なく、他人をその者の意に反して国外に連れ出すため、策略又は暴力をもって略取する場合。

第七六条 上記の場合、五年以上十年以下の重牢獄刑が科せられる。但し、被略取者の生命又は自由の回復に危険が生じた場合、その刑期は二十年以下まで延長されつる。

第七七条 外国の兵役に勧誘する者、若しくは軍隊に所属する者を単に外国へ移住するよう勧誘する者は、軍事立法に従い、軍事法廷で裁かれ処罰される。

第七八条 第四の場合、何らの暴力も法律を根拠に加えられることのない者、及び有罪判決が下されておらず、確かな根拠から有害又は危険な人物であると見なされる何らの要因も存在しない者が、独断で閉鎖的な状況に置かれるか、又は何らかの方法でその者が有する人格上の自由を行使することが阻止される場合、若しくは、逮捕が合理的だと思える原因が存在する際に、それに関する正規の官憲への即座の届出を故意に怠った場合。

第七九条 上記重罪に対する刑罰は六月以上一年以下の牢獄である。監禁が三日以上に及んだ、若しくは被監禁者が侵害を受けたか、又は自由の剥奪のほか更に他の災難を被った場合、一年以上五年以下の重牢獄が宣告される。

第八〇条 第五の場合、女性が、結婚目的か猥褻目的かに拘らず、意に反して暴力又は策略を用いて誘拐される場合、若しくは既婚女性がその意思に拘らず夫から、子どもが両親から、被後見人が後見人又は扶養者から策略又は暴力を用いて誘拐される場合、その際、企ての意図が実現したか否かは問わない。

第八一条 被誘拐者の意に反した誘拐若しくは未成年者の誘拐に対する刑罰は、使用された手段及び意図乃至実現され

た害悪の程度に応じて、五年以上十年以下の重牢獄となる。被誘拐者が成年であり、且つ同意があった場合、六月以上一年以下の重牢獄が科せられるものとする。

第八二条 見張り番に対する暴力行為を用いて疫病 (Pest) 防疫線を越えた者、若しくは他の方法で、共通の害である疫病を阻止するための施設を無効化した者は、それに関して別個に存在する法律の規定に委ねられる。

第一〇章 被追放者の帰還について

第八三条 本刑法典が妥当するラントから重罪を理由に追放された者が何らかの口実でそのラントに帰還した場合、その帰還は重罪となる。

第八四条 上記の罪はさらし台に繋留されるものとし、その後六月以上一年以下の重牢獄に処され、刑期終了後は再度追放される。その者が帰還を理由に既に一度処罰されている場合、牢獄が加重されるか、又は刑期が二倍となる。

第一章 職権濫用について

第八五条 自らが義務を負っている職権、及び自らに委任されている他人に危害を加えるための権力 (Gewalt) によつ

て、何らかの濫用を行う者は、その濫用によつて重罪を犯している。その者がこの罪へと誘惑されたことにつき、それが私欲によるか、熱情又は下心によるかを問わない。

第八六条 上記の状況のもとでその罪を犯すのは、個別には以下の項に該当する者である。

- (a) 自らの職務の合法的履行に背きつる裁判官若しくは各人に義務を負っているその他の官憲の官吏。
 - (b) 職務上の用件について虚偽の証言をする全ての官吏。
 - (c) 自らに委ねられた職務上の秘密を危険な方法で公開する者。自らの職務上の監督に委ねられている文書を紛失する者、又は義務に反して他人にその内容を知する者。
 - (d) 自身の当事者 (Parthey) を侵害するため、訴訟記録の作成において、若しくは発言又は行為をもつて相手方を援助する弁護士 (Advocat) 若しくはその他の宣誓を行う弁護人 (Sachwalter)。
- 第八七条 前条の重罪に対する刑罰は、一年以上五年以下の重牢獄である。また、この刑罰は悪意及び侵害の大きさに従つて十年まで延長される。

第八八条 公正な行政、職務付与又は公共の関心事に関する決定の際に、確かに義務に従つて自らの職務を遂行しては

いるが、直接ないし間接的に贈与を受けるか、若しくはそこから利益を引き出すか又はそのことを約束させるためにその職務を遂行している官吏、同様に、その目的のために一般に自らの公務を遂行する際、偏向的な判断をしている官吏は、六月以上一年以下の牢獄に処されるものとする。また、上記の者は、受け取った贈物ないしそれと等価のものを、その者が重罪を犯した地域の救貧基金（Armen-Fonde）に支払わねばならない。

第八九条 官憲又は義務を負っている官吏を、贈与によって、業務促進のため業務事項の偏った判断へと、又は一般的に職務違反へと誘惑を試みる者は、その誘惑により重罪の責を負う。その意図は、自己の利益のためか第三者の利益のためかを問わず、また、その意図の成否も問わない。

第九〇条 上記誘惑に対する刑罰は、委託されたか又は現実にと与えられた贈物の、地域救貧基金への単純供託に加え、それによって生じた侵害の大きさに応じて六月以上一年以下の牢獄となる。

第九一条 奸計又は現実に生じた侵害が重大なものである場合、上記の誘惑は最長五年まで延長可能な重牢獄に処される。

第二章 国家証書偽造について

第九二条 貨幣として通用する国家証書（銀行紙幣）若しくは公庫から発行された債券である国家証書（国債）を、専用の道具を用いて偽造する者は、国家証書偽造の罪を犯している。これには、公式な国内の、若しくは何らかの名称で認証されている外国の債券証書を類似の方法で偽造することも含まれる。また、偽造された債券証書がすでに交付され不利益を生じさせたか否かを問わない。

第九三条 上記の罪の共同責任者となるのは、国家証書に通常付されている紋章を偽造する者、証書、父型、母型、活字、プレス機又は何らかの虚偽の債券証書の製造に寄与する物を、たとえ一部しか作成していないとしても、偽造の援助となることを知りながら譲渡する者、若しくは何らかの方法で偽造に加担する者であり、その加担は成果の有無を問わない。

第九四条 貨幣として通用する債券証書（銀行紙幣）が実際に作成された場合、重罪犯人及び全ての共同責任者は死刑に処される。

第九五条 偽造された国家証書を偽造者又は共同責任者との了解の下で交付した関与者にも死刑が科せられる。

第九六条 確かに貨幣として通用する国家証書を偽造しようと試みたが、製造過程で完成しなかった場合、これに關与した全員が十年以上二十年以下の重牢獄に処され、特別の危険性がある場合は終身の重牢獄に処されるものとする。

第九七条 公庫から発行される債券が偽造された場合、重罪犯人及び、特別に憂慮すべき犯罪状況を生ぜしめた共同責任者全員が終身の重牢獄に処されるものとする。

第九八条 偽造された国家証書を偽造者又は共同責任者との了解の下で交付した関与者にも同様の刑罰が該当する。

第九九条 第九七条の国家証書偽造を試みたが完成しなかった場合、それに加担した全員が五年以上十年以下の重牢獄に処されるものとし、特別の危険な犯罪状況がある場合、その刑期は十年以上二十年以下となる。

第一〇〇条 真正の証書を、元來発行されていたものよりも高額に修正する者、又はその手助けをする者も、国家証書偽造の罪責を負つ。

第一〇一条 上記の罪は十年以上二十年以下の重牢獄に処されるものとし、確かに偽造を試みたが実現しなかった場合、その刑期は五年以上十年以下となる。

第一〇二条 偽造者との了解の下で偽造された修正国家証書

を交付した者は、五年以上十年以下の重牢獄に処されるものとする。

第一三章 通貨偽造について

第一〇三条 以下の項に該当する者は通貨偽造の罪を犯している。

(a) 全土で通用している刻印に従って権限なく貨幣を鑄造する者、その貨幣が真正貨幣の目方および純度 (Schrott und Korn) と同等か又はそれを含んでいるかは問わない。

(b) 全土で通用している刻印に従って、真正の金属からそれをあまり含んでいない貨幣を鑄造するか、又は価値の低い金属から不真正の貨幣を鑄造する者、若しくは偽造貨幣に真正金貨の外見を与える者。

(c) 何らかの方法で真正金貨の内的な価値及び鑄造されたときの含有量を低下させる者、若しくはそれに、より高価な貨幣形態を与えようとする者。

(d) 通貨偽造のための道具を製造するか、又はその他の何らかの方法で偽造に加担する者。

第一〇四条 上記の罪に対する刑罰は五年以上十年以下の重

牢獄となるが、但し特別の危険性又は侵害が重大だった場合は十年以上二十年以下となる。偽造が誰にも知られなかつたか、権限なく偽造された貨幣の品位が真正のものと同程度であった場合、刑罰は一年以上五年以下で裁量される。

第一〇五条 偽造への関与者として重罪を犯しているのは、偽造者又は偽造に協力した者と了解の下で偽造金貨の交付を引き受ける者、若しくは第一〇三条(c)項の場合において真正金貨の減少した部分をそれ自体で買い受ける者である。

第一〇六条 上記の関与は一年以上五年以下の重牢獄に処されるものとし、また生じた害悪が大きい場合、その刑期は十年以下となる。

第十四章 宗教紊乱について

第一〇七条 以下の項に該当する者は、宗教紊乱の罪を犯している。

(a) 発言、文書又は行動によって神を冒瀆する者。

(b) 国家に存する宗教的慣習を乱す者、若しくは礼拝のために献じられた用具の不名誉な誤用によるか又は行動、発言、文書によって公的に宗教を軽蔑する者。

(c) 不遜にもキリスト教徒に、キリスト教の教義からの離

反をそそのかす者。

(d) 不信心を普及させるか又はキリスト教に反する異端の説の布教を行う者、若しくは分派をもたらす者。

第一〇八条 宗教を乱すことにより、公憤が生じるか誘惑が行われた場合若しくはその企てに公の危険が伴った場合、上記の罪は一年以上五年以下の重牢獄に処されるものとする。但し、悪意又は危険性が大きい場合、その刑期は十年以下となる。

第一〇九条 前条に記載された状況に合致しない場合、宗教紊乱は六月以上一年以下の牢獄に処される。

第十五章 強姦及びその他の猥褻行為について

第一一〇条 女性を、危険な威嚇、実際に行われた暴力行為又は邪悪な幻惑によって策略に抵抗することが不能な状態にし、そのような状態で陵辱する者は、強姦の罪を負う。

第一一一条 強姦に対する刑罰は五年以上十年以下の重牢獄となる。暴力行為が被陵辱者の健康又は生命に結果として重大な不利益をもたらした場合は、十年以上二十年以下に刑期が延長されるものとする。

第一一二条 十四歳以下の者に行われた陵辱行為は強姦とみ

なされ同様に処罰される。

第一一三条 以下の種類の猥褻行為も重罪として処罰される。

一 自然に反する猥褻行為

二 尊卑属間で犯された血縁相姦。その際、血縁関係が婚姻下によるか否かは問われない。

第一一四条 その刑罰は六月以上一年以下の牢獄刑である。

第一一五条 三 ある者が自身に教育又は監督を委ねられて
いる人物に対して猥褻行為をするために用いた誘惑。

四 無辜の人物が誘惑される誘因となつた売春斡旋。

第一一六条 その刑罰は一年以上五年以下の重牢獄である。

第六章 謀殺及び故殺について

第一一七条 他人に対し、その者を殺害する決意をもつて、

その死を不可避的に生ぜしめるような方法で行動する者は、
謀殺の罪責を負う。

第一一八条 謀殺の種類は以下の通り。

一 毒又はその他の悪質な方法を用いた暗殺。

二 他人の財を、その人物自身への暴力行為を用いて得ようとする意思のもとで行われた強盗殺人。

三 ある者に雇われた、又は他の方法で第三者により唆さ

れた囑託殺人。

四 上記の重大類型に属さない共同殺人。

第一一九条 あらゆる謀殺既遂については、直接の殺害者及び、その者に殺人を依頼する者又は行為の実行を助けた者も死刑に処されるものとする。

第二一〇条 犯された殺害に、第五条に規定された直接ならざる (entferneter) 方法で関与する者は、共同殺人の場合合は五年以上十年以下の重牢獄に処されるものとする。但し、殺人行為が、行為者若しくは関与者の尊卑属に該当する親族、婚姻相手であり、且つ行為者または関与者がその関係を知っていた場合、又は犯されたのが暗殺若しくは強盗である場合、十年以上二十年以下の重牢獄に処されるものとする。

第二二一条 着手したが実現に至らなかつた共同殺人については、行為者及び共同責任者は五年以上十年以下の重牢獄に、直接ならざる関与者は一年以上五年以下の重牢獄に処される。但し、強盗殺人、暗殺、囑託殺人若しくは前条規定の血縁者に対する殺人が行われた場合、その刑罰は行為者及び共同責任者には十年以上二十年以下の重牢獄であり、更に特別の加重事由が存する場合は終身の重牢獄となる。

但し直接ならざる関与者についてはその刑罰が五年以上十年以下の重牢獄である。

第一二二条 出産時に子どもを殺す、若しくは出産時に必要な介護を意図的に怠つて子どもを死なせる母親に対しては、嫡出子を殺す場合、終身の最重牢獄が科せられる。非嫡出子を殺害する場合は十年以上二十年以下の重牢獄が、但しその子どもを必要な介護を意図的に怠つて死なせた場合に限り五年以上十年以下の重牢獄刑となる。

第一二三条 人を死に至らしめる行為が、確かにその者を殺害する決意はなかつたが、他の敵対的意図から行われた場合、その重罪は死刑となる。

第一二四条 強盗の着手の際にある者が、その者の死が不可避的に生じるような暴力的方法で扱われた場合、故殺として、その死に関与した全員が死刑に処される。

第一二五条 その他の場合、故殺は五年以上十年以下の重牢獄に処される。但し、行為者が被殺害者と親族関係にあつたか又はそれ以外に被殺害者と特別の義務関係にあつた場合、十年以上二十年以下の重牢獄に処される。

第一二六条 複数人での喧嘩において死亡者が発生した場合、その者に致命的な負傷を与えた全員が故殺の罪責を負つ。

但し、その死が全ての負傷行為の共同によつてのみ生じたか、又は致命的な負傷を与えたものを特定することが可能な場合、確かに故殺の罪責はないが、死亡者に手を下した全員に重傷害の罪責が宣告されるものとする。

第一二七条 正当防衛を行使して他人を殺害したものは、ならんら重罪を犯していない。但し、行為者の行為が、自己若しくは隣人の生命、財産又は自由を保護するために必要な防衛行為であつたことが証明されるか、若しくはそのことが、人物、時間、場所の状況から確かな根拠を持つて推論されねばならない。

第一章 墮胎について

第一二八条 墮胎を生ぜしめる何らかの行為に意図的に着手するか、又は死産となる方法で出産する女性は重罪の責を負つ。

第一二九条 墮胎を試みたが達成しなかつた場合、その刑罰は六月以上一年以下の牢獄に処され、墮胎が達成された場合は一年以上五年以下の重牢獄に処されるものとする。

第一三〇条 墮胎した子どもの父親が上記重罪の責任を有する場合、同様に上記刑罰が科せられるが、但し加重を伴つ。

第一三二条 何らかの意図から母親の判断及び意思に反して、その母親の墮胎を行う、若しくは行おうとする者も、上記の罪責を負う。

第一三二条 上記の重罪犯人は一年以上五年以下の重牢獄に処されるものとし、同時にその重罪により母親に生命への危険若しくは健康への不利益をもたらした場合、その刑期は五年以上十年以下となる。

第十八章 子どもの遺棄について

第一三三条 一歳までの子ども (Kind in einem Alter) を、その子どもの生命を保護するための扶養能力が自身に欠如しているために遺棄し、その結果、その子どもを死の危険にさらしたが、又はその子どもの保護を偶然に委ねるのみとした者は、それに至らざるを得なかつた原因を問わず、重罪を犯している。

第一三四条 子どもが、人里離れた通常人通りのない場所に、若しくはその子どもを即座に発見し保護することが容易でない状況に遺棄された場合、刑罰は一年以上五年以下の重牢獄である。また、子どもが死亡した場合、その刑期は五年以上十年以下となる。

第一三五条 但し、子どもが、通常人通りがある場所に、且つその子どもを即座に発見及び保護することがそれなりの理由から期待しうる方法で遺棄された場合、その遺棄は六月以上一年以下の牢獄に処されるものとする。それでもなお子どもが死亡した場合、その刑期は一年以上五年以下となる。

第十九章 傷害及び他の身体的侵害について

第一三六条 他人を害する意図から、その者に重大な傷害又は負傷を与えるか、若しくはその者の健康に不利益をもたらす者は重罪を犯している。

第一三七条 (a) 加えられた侵害が生命の危険を伴うものであるか、又は侵害の性質が被害者の身体に重大な不利益をもたらすべきものである場合。

(b) 侵害が、一般に生命の危険を伴うような道具及び方法で為された場合。

(c) 悪質な方法で襲撃が行われ、たとえ打撃のみであれ、人身が暴力的に侵害された場合。その刑罰は一年以上五年以下の牢獄とする。悪意、暴力行為及び侵害の程度に応じて、一年以上五年以下の重牢獄を宣告することも得

きる。

第二三八条 前条に規定された以外の重大な傷害及び侵害は、六月以上一年以下の牢獄に処されるものとする。

第二三九条 第一二六条に従い、喧嘩において生じた故殺を理由に重傷害の罪責が宣告される者は、一年以上五年以下の重牢獄が科せられる。

第二〇章 決闘について

第一四〇条 何らかの原因から、致命的な武器を用いた争いを他人に挑発する者、及びその挑発から争いに応じる者は決闘の罪を犯している。

第一四一条 この罪は何らの結果が発生していなくとも、一年以上五年以下の重牢獄に処されるものとする。

第一四二条 決闘において傷害が生じた場合、五年以上十年以下の重牢獄が宣告されるものとする。

第一四三条 決闘から関与者の死が生じた場合、殺害者は十年以上二十年以下の重牢獄に処される。但し死者の遺体はその場に放置されている場合、見張り番の同伴のもと、通常の墓地以外の場所に運ばれ、同所に埋葬されるものとする。

第一四四条 あらゆる場合において挑発者は被挑発者よりも重く処罰されるものとする。従つて、挑発された者に科せられるよりも長期の刑期が科せられる。

第一四五条 挑発又はその承諾に寄与した者、若しくは挑発を制止しようとした人物に威嚇ないし軽蔑を示した者は、一年以上五年以下の牢獄に処されるものとし、但しその者の影響が特に重大であり、且つ傷害又は死が生じた場合、その刑罰は一年以上五年以下の重牢獄となる。

第一四六条 決闘のための争いを援助する者又はいわゆる立会人を請け負う者には、一年以上の牢獄が、その者の影響及び生じた害悪の大きさに応じて五年以下で科されるものとする。

第二一章 放火について

第一四七条 自己の企てに従い、他人の財産を焼損することになる行為に着手する者は、火災の発生、損害の有無を問わず、放火の罪を犯している。

第一四八条 その刑罰は以下の区分に従つて裁量される。

(a) 火災の発生により死亡者が生じ、そのことを放火者が予見できた場合、実際に発生した放火が再犯の場合、若

しくは放火が破壊を志向する特殊な集団によって行われた場合、刑罰は死刑となる。

(b) 火災が発生し、被害者に重大な侵害が生じた場合、放火者は終身の重牢獄に処されるものとするが、但し、特別な悪意及び侵害が大きければ最重牢獄に処される。

(c) 行為者が放火を複数回行った場合、結果を生ぜしめなかったとしても、終身の重牢獄に処されるものとするが、但し、特別な悪意及び侵害が大きければ最重牢獄に処される。

(d) 火災が発生したが、上記の状況を何ら伴っていない場合、十年以上二十年以下の重牢獄が宣告される。

(e) 確かに火災は発生しなかったが、夜間若しくは火災が発生していれば容易に広範囲に及びうる場所で企てられたか、又は同時に個人の生命をも明白な危険にさらす状況のもとで企てられた場合、行為者は五年以上十年以下の重牢獄に処されるものとする。

(f) 行為が昼間、特別な危険なく着手され、且つ火が燃え広がることなく鎮火したか又は何らの損害なく消火された場合、行為者は一年以上五年以下の重牢獄が宣告される。

(g) 行為者自身が改悛から、適正な時期にあらゆる損害の防止に尽力した場合、刑罰は六月以上一年以下の重牢獄が裁量される。

第一四九条 何らかの意図から着手した自己の財産への放火によって他人の財産をも焼損の危険にさらした者は、同様に放火の罪責となり、前条に定められた裁量のなかで処罰される。

第一五〇条 自己の財産を焼損し、その際に他人の財産を延焼させなかった者は、確かに放火の罪責はない。但し、その者が上記の行為によって第三者の権利を制限しようとするか又は他人に嫌疑をかけようとする限りにおいて、詐欺の罪責がある。

第二章 窃盗及び横領について

第一五一条 自己の利益のため他人の動産を他人の占有から同意なく奪取する者は、窃盗を犯している。

第一五二条 金額、行為の性質、奪取された財の性質、若しくは行為者の性質から窃盗は重罪となる。

第一五三条 金額により窃盗が重罪となるのは、一回乃至複数回の侵害において盗まれた物の金額及びその価値が、ウィー

ン通貨二十五グルデン以上の場合である。但し、その価値は窃盗者の利益ではなく、盗まれた側の損害に従って測定されねばならない。

第一五四条 行為の性質により窃盗が重罪となるのは以下の項に該当する場合である。

一 金額を考慮しない場合。

(a) 火事、水不足若しくはその他の共通ないし被窃盗者固有に降りかかってきた苦境の最中に窃盗が行われた場合。

(b) 窃盗が銃器、又は人の安全にとって危険なその他の道具を用いて行われた場合。

二 窃盗が二十五グルデンに達し、且つ同時に以下の号に該当する場合。

(a) 一組以上の窃盗集団で行われた場合。

(b) 礼拝のために聖別された場所で行われた場合。

(c) 施錠して保管されている財に対して行われた場合。

(d) 囲われた森林における木材、若しくは森林の憂慮すべき損傷を伴って木材に対し行われた場合。

(e) 貯水池の魚に対して行われた場合。

(f) 囲われた森林における鳥獣に対して、若しくは特別

の大胆さを伴うか又は正規の業務時に窃盗へと駆り立てられた行為者により鳥獣に対して行われた場合。

第一五五条 盗まれた財の性質から窃盗が重罪となるのは以下の項に該当する場合である。

一 金額に関係なく、窃盗が直接礼拝に献じられた物に対して、キリスト教の宗教儀式を侮辱する不名誉な行為を伴い行われた場合。

二 窃盗が五グルデン以上に達し、且つ以下の号に該当する場合。

(a) 農作物及び果樹に対して行われた場合。

(b) 牧草地又は牧場の家畜に対して行われた場合。

(c) 農地の農機具に対して行われた場合。

第一五六条 行為者の性質から窃盗が重罪となるのは以下の項に該当する場合である。

一 金額に拘らず、行為者が既に一度窃盗の罪で処罰されている場合。

二 五グルデン以上の金額を伴う場合。

(a) 窃盗が使用人 (Dienstleute) により、その雇い主 (Dienstherr) 又は女主人 (Dienstfrauen) に対して行われた場合。

(b) 職人 (Gewerbsleute) によりその親方に対して、

若しくは日雇い労働者 (Tagelöhner) によりその雇
用契約者に対して行われた場合。

第一五七条 窃盗が前四条で重罪に必要とされている以外の
事柄により更に重くなることのない場合、六月以上一年以
下の重牢獄に処されるものとする。

第一五八条 但し、前述の各条文に記載された第二項の状況
が、既にそれ自体で重罪の性質に十分なものである場合、
一年以上五年以下で重牢獄の刑が裁量されるものとする。

第一五九条 盗品の合計が三百グルデンを超過する場合、若
しくは被窃盗者にその者の状況により痛手となる侵害が加
えられるか、窃盗が特別な大胆さ、暴力又は策略を用いて
行われる場合、若しくは行為者が窃盗を常習化している場
合、五年以上十年以下の重牢獄が宣告されるものとする。

第一六〇条 夜間に行われた窃盗は、昼間全く同様の状況で
行われた場合よりも、期間の裁量が、若しくは刑罰の加重
のどちらからかにより重く処罰されるものとする。

第一六一條 自己の公職権限又は官憲の特別な依頼により委
託されている財を、五グルデン以上の額で、不当に交付し
ないか着服する違法行為は重罪として扱われる。

第一六二条 上記の横領は一年以上五年以下の重牢獄に処さ
れるものとし、但し百グルデンを超えた場合、その刑期は
五年以上二十年以下となる。

第一六三条 第一六一條に含まれる場合以外で委託された財
を、五グルデン以上の金額で不当に譲渡しないか着服する
者も横領の罪責を負う。

第一六四条 上記の横領は六月以上一年以下の牢獄に処され
る。但し金額が三百グルデンを超えた場合、一年以上五年
以下の重牢獄に処され、且つ特別の加重事由がある場合に
はその刑期は五年以上十年以下となる。

第一六五条 窃盗又は横領への関与の罪責を負うのは、盗品
又は横領財を隠匿、着服若しくは売却する者である。

第一六六条 関与者について

(a) 財の価格又は価値から、若しくは出所から、窃盗又は
横領が重罪に合致する方法で行われたことを認識してい
る場合。

(b) 複数回で隠匿、着服又は売却した財が総額二十五グル
デンを超える場合。上記いずれかに該当する場合、関与
は六月以上一年以下の牢獄に処され、金額、策術ならび
にもたらされた侵害の程度次第では刑期の上限が五年以

下となる。

第一六七条 行為者が、官憲がその罪を知る以前に自己の行為から生じた損害の全てを弁償した場合、あらゆる窃盗及び横領は重罪とならない。これは関与者についても同様である。

第一六八条 その他の点で、本章に規定のない軽微な窃盗又は横領及びそれへの関与は、たとえ一般に、長期間共同の世帯で生活している夫婦、両親及び子どものもとで生じた盗難であれ、本法典第二部に規定されている重違警罪の種類に従って扱われねばならない。

第三章 強盗について

第一六九条 人身に対してその者若しくはそれ以外の他人の動産を奪取するために暴力を加える者は強盗の罪責を負う。その暴力は暴行を伴うか、脅迫のみを伴うかを問わない。

第一七〇条 ただ一人のみによって行われ、且つ結果の発生がなかったとしても、既に上記の脅迫が五年以上十年以下の重牢獄に処されるものとする。

第一七一条 但し脅迫が一組以上の窃盗集団で、又は致命的な武器を用いて行われる場合、若しくは財が脅迫により実

際に強奪された場合、十年以上二十年以下の重牢獄が宣告されるものとする。

第一七二条 暴力的な手段が人身に加えられた場合、強盗既遂を問わず、上記の刑罰が行われる。

第一七三条 但し、暴力行為を用いて着手された強盗が既遂の場合、刑罰は終身の重牢獄となる。

第一七四条 強盗の際に、身体に重大な不利益をもたらす方法で傷害ないし侵害された者がいる場合、若しくは持続的な虐待によるか、又は苦痛に満ちた状態への危険な脅威によって侵害された者がいる場合、それに関与した全員が終身の最重牢獄に処されるものとする。

第一七五条 強奪されたものであることを知りつつその財を、たとえそれが僅かな金額又は価値であったとしても、隠匿、売却又は着服する者は、強盗の関与の罪責を負い、一年以上五年以下の重牢獄に処されるものとする。

第二章 詐欺について

第一七六条 狡猾な思惑又は行動により他人を、ある者の財産や他の権利に損害を及ぼす錯誤に陥れる者、若しくは上記の意図で他人の錯誤又は不知を利用する者は、詐欺を犯

している。

第一七七条 行為の性質か又は損失金額のどちらかにより詐欺は重罪となる。

第一七八条 以下の項に該当する場合、詐欺は既に行為の性質から重罪となる。

(a) 法廷の前で行うべきものについて虚偽の証言を申し出る場合、法定で虚偽の証言を提案又は行う場合、自己の事柄において虚偽の宣誓を申し出るか、若しくは実際に虚偽の宣誓をする場合。

(b) 公共の官吏の地位を詐称するか、若しくは官憲の依頼又は公共機関によつて与えられた特別の権限を詐称する場合。

(c) 公職において虚偽の基準又は単位を用いる場合。

(d) 公的な文書又は公共施設で使われる記号を、印章又は見本を用いて偽造又は変造する場合。

(e) 境界画定のために定められた標柱を除去若しくは移動させる場合。

(f) 浪費により支払不能な借金をするか、又は策略により債務の支払いを延期しようとした場合、若しくは架空の債権者を設定することで、又はその他の詐欺的な合意な

いし部分的な自己の財産の隠蔽により、本当の資金状態を歪曲する場合。

第一七九条 その他の詐欺が重罪となるのは、発生したか又は悪意が向けられた損害が二十五グルデンを超過する場合である。

第一八〇条 詐欺の種類はあまりに多様であるため、確かにすべてを法律に列挙することはできない。但し、とりわけ以下の項に該当する者は、そこに掲げた詐欺への考慮をもつて重罪の責を負う。

(a) 虚偽の私文書を作成するか又は真正の私文書を偽造する者。偽造された又は虚偽の国家証書を、たとえ虚偽の通貨であれ、贖物であることを知らなかったとしても、流布させる者。

(b) 他人の精神薄弱を、迷信的な、又は陰険な幻惑によつてその者若しくは第三者の侵害に悪用する者。

(c) 発見した物を故意に隠蔽し、着服する者。

(d) 不法な収益を得るため、他人の財産又は権利に侵害を与えるため、若しくは他人を唆し、その者が自己に損害をもたらず詐欺であることを知らずに同意した不利益な行為に導くため、虚偽の氏名、身分又は立場を名乗るか、

他人の財産の所有者と偽るか、若しくはそれ以外に虚偽の外見 (Scheine) を装う者。

(e) 賭博で偽の賽、偽の札、陰險な合意若しくは他の悪質な陰謀を用いる者。

第一八一條 詐欺の刑罰は大抵は六月以上二年以下の牢獄である。但し危険性の程度、用心の困難さ、詐欺行為の反復回数及び重大さに応じて、刑期が五年まで延長されうる。

第一八二條 行為者が重罪により従事する詐欺が三百グルデンを超えるか、又は被詐欺者がその状況により身体的不利益を被った場合、若しくは重罪犯人が特段の大胆さで行動するか、又は詐欺行為を常習的に行っている場合、刑罰は五年以上十年以下の重牢獄となる。

第一八三條 とりわけ詐欺者は、その重罪が法定で申し出た若しくは行われた虚偽の宣誓を伴う場合、本章の重牢獄刑と伴にさらに刑が宣告されるものとし、その者が虚偽の宣誓によって極めて重大な侵害を生じさせた場合は二十年の、状況次第では終身の重牢獄にさえ処されるものとする。

第一八四條 第一七八条及び第一七九条に定められた状況に該当しない詐欺行為は、性質上、重違警罪となり、それに関しては本法典第一編の規定に従って扱われる。

第二章 重婚について

第一八五條 既婚の人物が他の人物と婚約した場合、重婚の罪を犯している。

第一八六條 たとえ自身が未婚であっても、相手が既婚であることを知りながら結婚した人物は同罪を犯している。

第一八七條 重婚の刑罰は一年以上五年以下の牢獄である。

重罪犯人が重婚を結んだ相手に、自身が既婚であることを隠していた場合、一年以上五年以下の重牢獄が科されるものとする。

第二六章 証告について

第一八八條 架空の重罪のかどで他人を、官憲に密告するか、若しくは官憲の捜査 (Untersuchung) の端緒又は被証告者への取調べ (Nachforschung) に寄与しようとする者が告発する者は、証告の罪責を負う。

第一八九條 証告者の刑罰は通常、一年以上五年以下の重牢獄である。但し、以下の項のいずれかに該当する場合、その刑期は十年以下まで延長される。

(a) 証告者が告発を信じさせるため特別の奸計を用いた場合。

(b) 被誣告者を重大な危険にさらした場合。

(c) 誣告者が被誣告者の使用人、同居人又は部下である場合、若しくは官吏が職権で誣告を行った場合。

第二章 重罪犯人の支援について

第一九〇条 直接の行為者が責を負う重罪の種類がまさに協力によって犯されることについては、既に第五条で示した。

但し、重罪犯人を支援した者も以下の場合はそれ自体で重罪の責を負う。

第一九一条 第一の場合、ある重罪を、自己への危険なく容易に阻止できるにも拘らず、悪意から阻止しない場合。

第一九二条 反逆の罪について、上記の性質を有した不作為は共同責任とみなされ、第五条に規定された方法で処罰される。他の重罪については、有罪者は六月以上一年以下の牢獄刑に処されるものとする。但し行為に対し規定されている刑罰が死刑又は終身の牢獄刑である場合、一年以上五年以下の重牢獄に処されるものとする。

第一九三条 第二の場合、取調べ中の官憲に、重罪又は行為者の発見に資する届出を秘匿する場合、重罪犯人を官憲から隠匿するか、又は知り合いの重罪犯人に隠れ家を提供す

る場合、若しくは重罪犯人の集会を阻止できるにも拘らず、その便宜をはかる場合。

第一九四条 上記の隠蔽行為者は、第五条に定められた告

発の不作為の場合に該当しない限りで、隠匿された重罪犯人の危険性及びその者の支援により促進された有害性に応じ、六月以上三年以下の牢獄に処されるものとする。また、隠れ家を提供した場合又は集会の便宜をはかった場合は六月以上五年以下の重牢獄に処される。

第一九五条 但し、重罪犯人の尊卑属、重罪犯人と一親等の姻戚関係にある者、重罪犯人の兄弟姉妹、甥姪及び婚姻者は、重罪犯人の隠匿のみを理由として処罰されることはない。

第一九六条 第三の場合、重罪のかどで身柄を拘束された者の脱走の機会を策略又は暴力によって容易ならしめる場合、若しくは取調べ中の官憲に対し脱走者の確保を妨害する場合。

第一九七条 身柄拘束への従事を義務づけられている者により支援が為される場合、若しくは支援者が、身柄拘束されている者に反逆、証書又は通貨偽造、謀殺、強盗若しくは放火の嫌疑がかけられているか又は有罪が宣告されている

ことを知っている場合、重罪犯人は重牢獄に処されるが、支援が反逆、証書偽造のかどで身柄拘束されている者に為された場合は五年以上十年以下に、上記のその他の場合は一年以上五年以下となる。

第一九八条 身柄拘束されている者が、前条に列挙された以外の重罪のかどで審問中又は受刑中であり、且つその者の支援者が、その者の身柄拘束に何らの特別な義務を有していない場合、刑罰は六月以上一年以下の牢獄である。

第一九九条 第四の場合。軍に忠誠を誓った兵士 (Soldaten) 又は軍隊所屬の職業兵士 (Dienstknecht) を任務から逃走するよう説得した、若しくは逃亡者に対し、軍服、銃器の購入、逃走経路の指示、変装、隠匿、滞在場所の提供、又はその他の逃走を達成させるか逃亡者の発見確保を困難にする方法で支援した場合。

第二〇〇条 上記の支援者は、歩兵の逃亡者一人につき五十グルデン、但し騎兵であれば百グルデンを戦時金庫 (Kriegs-Casse) に支払った後、更に六月以上一年以下、牢獄に拘禁されるものとす。その者の戦時金庫への支払いが不可能な場合、より長期の刑が裁量されるが、刑が加重される。また、逃亡者が確保されたことは、現在の規定

に何ら変更を及ぼし得ない。

第二八章 重罪及び刑罰の消滅について

第二〇一条 重罪の消滅は以下による。

- (a) 重罪犯人の死亡
- (b) 刑罰の受忍
- (c) 刑罰の免除
- (d) 時効

第二〇二条 審問開始の前後、判決言い渡しの前後に発生した行為者の死は、確かに重罪犯人の訴追及び刑罰の適用を破棄するが、但し既に言い渡された判決は、第二三条(c)項の自由な財産処分権の喪失を顧慮して、その効力を有する。

第二〇三条 重罪犯人が自殺によって処罰を免れた場合、大きな注目を集めた重罪については、重罪が適法に証明されている限りで、重罪犯人の氏名が重罪の内容とともに、第二編第四九八条に規定された方法で告知される。

第二〇四条 重罪犯人がその者に科された刑罰を受忍した場合、重罪はあがなわれたものとされる。共同体的、市民的権利の喪失が第二三条に規定された有罪判決の効果に含まれないが、若しくは第二二条に従いそれと結びついている

限り、処罰された者は再び共同的、市民的権利に組み入れられる。それゆえ、処罰を受けた者は何人からもその権利の享受を阻止又は侵害されない。また、処罰を受けた者が誠実な行状を維持している限り、その者の過去は何人からも非難されるべきでなく、またどのような方法でも中傷されるべきではない。

第二〇五条 宣告された刑罰が免除された場合、免除は刑罰の受忍と同様の効果を有する。

第二〇六条 時効により重罪及び刑罰が消滅するのは、行為者が重罪を犯した日から数えて、本法律に定められた期間、審理に付されなかった場合である。

第二〇七条 時効期間は以下の通り。

- (a) 終身の牢獄刑が規定されている重罪については二十年。
- (b) 法定刑が十年以上二十年以下である重罪は十年。その他の重罪は五年。

第二〇八条 但し時効が有効なのは以下の項を全て満たす者のみである。

- (a) 重罪から何らの利益も手にしていない者。
- (b) 重罪の性質が認められる範囲で、自己の能力に依じて賠償を支払った者。

(c) 本国から逃亡していない者。

(d) 時効のために定められている期間、更なる重罪を犯さなかった者。

第二〇九条 時効の効果は、審問及び刑罰がその重罪を理由としてはもはや行われぬ、というものである。

第二一〇条 死刑が科せられる重罪については、時効によって審問及び処罰から保護されることはない。但し、その重罪が行われた時点から二十年間が経過しており、且つ第二〇八条に定められた要件を満たしている場合、第二編第四三一条の規定が適用される。

第二編 重罪に関する法的手続について

第一章 重罪に関する裁判権について

第二章 重罪の捜査と行為の提起について

第三章 犯された重罪の捜査と法的な告発について

第四章 被告人の身柄拘束 (Verhaftung) 及び略式尋問について

第五章 未決監について

第六章 正規の審問手続について

第七章 正規の被告人尋問について

第八章 証人尋問について

第九章 被告人と証人の対立 (Gegenstellung) について

第一〇章 法的な証明力について

第十一章 判決について

第十二章 判決の告示と執行について

第十三章 上訴について

第十四章 新たな事情を理由とする再審について

第十五章 欠席者及び逃亡者に対する手続について

第十六章 戒厳令について

第十七章 補償 (Entschädigung und Genugthung) について

第十八章 刑事費用について

第二部 重違警罪とその際の手続について

第一編 重違警罪とその処罰について

第一章 重違警罪一般について

第一条 重違警罪とは、それ自体で許されないものであることを各人が認識できる作為又は不作為全体である。若しくは、重違警罪においては、違反者は、違反される個別の規定を、その者の身分、職業、業務又は分別に応じて認識する義務を有している。

第二条 本国に滞在している外国人もまた、その者が一般に公共の安全及び秩序に係る共通の規定を認識するよう義務づけられており、また、その者が仕事に携わっている場合はその仕事と関連する特別の規定をも認識するよう義務づけられているために、重違警罪の責を負う。

第三条 通常は重罪である行為が不慮の酩酊状態で為される場合、重罪としては扱われ得ないが、状況の性質に応じ重違警罪として処罰される。

第四条 満十歳以下の少年の可罰的行為は、単に家庭的懲罰が加えられる。但し、十一歳から満十四歳までの行為は、

ただ行為者が未成年であるという理由のみから、重罪として帰責されることはなく、重違警罪として処罰される。

第五条 ある禁止に反してなされた行為、若しくはある命令に反した不作為が既にそれ自体で重違警罪であり、その際に悪意を有していたか否か、及びそこから侵害又は不利益が生じたか否かを問わない。

第六条 重違警罪の未遂も可罰的となるのは、違反の実現が行為者の意思からではなく、単に偶発的な事情の介入によって発生しなかった場合である。

第七条 場所的又は人的な状況により重違警罪の多くの対象がどこにも存在しないということがあっても、そのことによって本刑法典がその一般性を失うことはない。状況の変化が本刑法典に適するものとなった時点で即座に、本刑法典が適用される。

第二章 重違警罪の処罰一般について

第八条 重違警罪の処罰は以下の通り。

- (a) 罰金
- (b) 物品、商品又は家具の没収
- (c) 権利及び権限の喪失

(d) 禁錮

(e) 身体的懲罰

(f) 小管区 (Orte) からの追放

(g) 行政区画からの追放

(h) オーストリア全国土からの追放

第九条 重違警罪の刑罰を科された金銭、物品、商品又は家具はその都度、違反行為が行われた小管区の救貧基金 (Armenfonde) に没収される。

第一〇条 権利及び権限の喪失が科せられる対象は、大学を卒業した官吏ないしその他の官吏、又は官憲の承認のもとで仕事を行っている者、若しくは市民としてか又は官憲の持続的な承認のもとで営業又は職業を営んでいる者である。その処罰は一定期間若しくは永続的に (beständig) 科せられる。

第一一条 禁錮刑は二等級から成る。第一級は付加なしの禁錮と称され、監獄 (Gefängenhause) に鉄の重りなしで監禁される。その際、宣告された者が自己の手段若しくはその者の家族の援助により生計を立てる能力がある場合は、その者の調達する食事が認められる。

第二二条 第二級の禁錮は付加を伴う、すなわち重禁錮

(Strenger Arrest) と称される。その刑を宣告された者は足に鉄を嵌められ、日々温かい食事のみが与えられ、飲料物は水に限られる。その者には官憲の人間の立会い以外での接見、相談は認められず、作業が割り当てられる。

第二三条 上記二等級の禁錮の他にも、自宅謹慎(Hausarrest) が、外出しないとの単なる宣誓に対して、又は見張り番の配置を伴って宣告される。自宅謹慎は、それが宣告された者に対して、何らの口実によっても家から外出しない義務を課すものであり、これに反した場合、刑罰は残りの禁錮期間、公共の拘禁施設で執行される。

第一四条 禁錮期間は最短で二十四時間、最長で六月である。

第二五条 身体的懲罰が科せられるのは、官職の職員(Dienstgesinde)、職業徒弟、及び、日雇いで生計を立てており数日の拘禁さえもその者の暮らし及びその者の家族の扶養に侵害をもたらすような国民階級(Volksklassen) に対してのみである。

第一六条 上記処罰は、男性については杖打ちとなり、女性及び十八歳未満の未成年には笞打ちとなる。この刑罰は一度につき二十五回を超えることはできず、また公衆の面前で執行することもできない。

第一七条 小管区又は行政区画からの追放は、オーストリア臣民に対して行われ、その期間は一定、又は違反行為及び状況の性質によっては不定期間である。オーストリア全国土からの追放は外国人に対してのみ宣告される。

第一八条 ここに列挙された刑罰の種類は加重されることもある。一般に加重が行われるのは、個々の刑罰から複数の刑罰が併合される場合である。但し加重は、それが現行の法律に規定されている場合にのみ、且つその基準に従ってのみ行われる。

第一九条 禁錮の加重は個別には以下の項のいずれかに規定された方法による。

- (a) 身体的懲罰
- (b) 禁食
- (c) 公共でのさらし刑 (Ausstellung)
- (d) 重労働
- (e) 公共労働 (Gemeind=Arbeit)

第二〇条 禁食による加重が第一級禁錮に科せられる場合、受刑者は、第二二条で第二級禁錮について規定されている食事に制限される。第一級禁錮を加重する場合、受刑者は数日間パンと水のみで制限される。但し、これは一月に二

度を超えてはならない。

第二条 公共でのさらし刑は、裁判所の前で見張り番に囲まれた中、ときおりさらし刑の原因が記載された札がかけられて行われる。この加重は重禁錮についてのみ、且つ法律に規定があり、判決で明示的に宣告された場合に限り行われる。

第二条 一般に、全ての違反行為に規定されている刑罰の種類を変更することはできず、被害者との取り決めにより処罰を破棄することもできない。

第三条 但し以下の項に該当する特別の状況のもとでは、法律の定めた刑罰が変更される。

- (a) 罰金が、宣告されるべき者又はその家族の財産状況又は暮らしを深刻な破産に導く場合。
- (b) 法定の禁錮期間によって受刑者又はその者の家族の生計が没落又は混乱に陥る可能性がある場合。
- (c) 法律上は打擲を伴う懲罰が規定されているが、宣告される者の身体的性質又は健康がそのような処罰に耐えられない場合。

第一の場合、罰金に替えて適切な禁錮が科される。第二の場合、刑期が短縮されるが、それに替えて、人格的

及び身体的性質に応じた重労働、身体的懲罰又は禁食がえられる。第三の場合、身体的懲罰は、受刑者の栄養状況を顧慮し、禁錮に変更されなければならない。

第四条 第三条とは反対に、違反者の生活環境の性質によつては、第一級禁錮は処罰されるべき者の財産状況を裁量した罰金に変更される。

第五条 処罰されるべき者が立派な名声の持ち主であり、その者を住居から遠ざけることで、その者の官職、職業又は営業への専念が阻まれる場合、更に第一級禁錮に替えて自宅謹慎が科される。

第六条 ここに記載された対象について、処罰は本法典に従つてのみ裁量することが許される。但し、どのような場合であれ、全ての違反に規定された最上限を上回る、若しくは最低限を下回る刑罰は宣告されない。その範囲内でのみ、状況に適用することが裁判官の裁量に委ねられている。

第七条 重違警罪の刑罰は、受忍された場合、何らの更なる効果を有しない。但し被害者の権利は常にその者に留保されたままとなっている。

第三章 未成年者の処罰について

第二八条 未成年者は二重の方法で (auf zweifache Art) 罪責を負いうる。

(a) その性質上は重罪である違反によって。但し、その違反を犯した未成年者は第四条に従い、重違警罪としてのみ処罰される。

(b) 既にそれ自体が重違警罪である違反によって。

第二九条 第一の方法により未成年者が犯した重違警罪は、隔離された拘禁場所で、状況の性質に応じ、一日以上六月以下の監禁によって処罰される。この刑罰は、禁食、身体的懲罰及び重労働によって加重されうる。

第三〇条 刑期の決定及び加重の際に考慮すべき状況は以下の通り。

- (a) 違反の程度及び性質
- (b) 成年により近い違反者の年齢
- (c) 現在の行動及び以前の態度から明らかになった自己決定力、有害傾向、悪意及び改善不能性に応じたその者の氣質

第三一条 上記の未成年者の処罰には、その者の能力に適した労働と並んで、常に司祭 (Seelsorger) 又は教理教師

(Catecheten) による適切な教育が伴わねばならない。

第三二条 第二の方法により未成年者が犯した重違警罪は、一般に家庭の懲罰に委ねられるが、その懲罰が行われなかった場合、又はその際に明らかとなった特別の状況に依りて、行政官憲の懲罰 (Ahndung) 及び予防措置に委ねられる。

第四章 重違警罪の種類について

第三三条 その重大性及び不利益な影響に応じて本法典で重違警罪とされる作為及び不作為は、以下の種類に区別される。

第三四条 公共の安全に対する重違警罪、共通の国家的統一の安全及び公共の安寧に対する重違警罪、共通の安全に資する公共施設及び予防措置に対する重違警罪、及び公職義務に対する重違警罪。

第三五条 個人の安全、すなわち生命、健康又はその他の身体への人的安全、財産又は所得の安全、名誉及び良き評判の安全、若しくは権利の安全に危険又は不利益をもたらす違反。

第三六条 最後に、公共の道徳を侵害する違反。

第五章 共通の国家的統一の安全及び公共の安寧に対する

重違警罪について

第三七条 以下の項に該当するものが共通の国家的統一及び公共の安寧に対する重違警罪となる。

- (a) 秘密団体 (geheimen Gesellschaft) への関与
 - (b) 暴動
 - (c) 検閲法規 (Censurs=Gesetze) に反する書物、版画の印刷、販売又は配布
 - (d) 暗号文書の印刷 (Winkelschreiberey)
 - (e) 国外移住の勧誘
 - (f) 臣民を官憲に反抗させる扇動
- 第三八条 秘密団体の意図で設立され、秘密団体の名称又は形態で存在するか若しくは存在する可能性のある、秘密団体に關するあらゆる結社 (Vereinigung) が禁止されている。秘密団体への関与は重違警罪の責を負う。
- 第三九条 官憲の認識から漏れているのが無害な結社だとしても、それは何ら理由とはならない。従って一般に以下の項に該当する結社はすべて秘密団体とみなされる。
- (a) 存在それ自体が官憲から隠れることを要請されている場合。

(b) 確かに存在それ自体は知られているが、その体制及び会則が秘密になっているか、若しくは虚偽の体制、会則が申請されている場合。

(c) 周知の団体から官憲に対し、その構成員が知らされていない場合。

(d) 構成員が、以前は確かに許可又は黙認されていたが、現在は許可が取り消されたか又はもはや黙認されない団体に集合する、若しくは集合し続けている場合。

第四〇条 秘密団体への関与の責を負うのは、以下の項に該当する自国民 (Inländer) である。

- (a) 上記団体を設立しようとした、若しくは実際に設立した者
- (b) 国内外の秘密団体の構成員を募集する者
- (c) 国内外の秘密団体の責任者又は構成員
- (d) 上記団体と文通する者
- (e) 上記団体の集會に何らかの立場で出席する者
- (f) 集會のためと知りつつ自己の家屋又は住居を貸し与える者
- (g) 最後に、秘密団体の存在又は集會を知つた場合、職務上、届出が義務づけられている官吏で、且つ官憲に職務

上の届出をしなかつた者

第四一条 違反に対する刑罰は、関与の性質に応じて異なる。秘密団体の設立者、募集者、集会に責任者として参加する者は、三月以上六月以下の重禁錮に処されるものとする。

第四二条 秘密団体の集会に出席した者又はその団体と通信 (Correspondenz) するに就て関与した者は、初犯である場合、一週以上一月以下の禁錮に処され、再犯の場合、一月以上三月以下の重禁錮に処されるものとする。

第四三条 自己の家屋又は住居をそれと知りつつ秘密団体の集会のために貸す者は、その者が団体の構成員ではない限り、一月以上三月以下の禁錮が科せられるものとする。加えて、家屋又は住居が賃貸された場合、その賃貸料が没収される。

第四四条 自己の家屋又は住居で秘密団体の集会の機会を与え、同時に自身がその団体の構成員である場合、およそ生じた賃貸料の没収と並んで一月以上三月以下の重禁錮に処されるものとする。

第四五条 認識していた秘密団体又はその集会について、自己の職務に従い届け出ることをしなかつた官吏に対する刑罰は、一月以上三月以下の重禁錮である。

第四六条 官吏が認識していた秘密団体の集会が比較的長期

に亘ることで、公共の秩序に危険がもたらされた場合、期間の長さ及び状況の性質に応じ、六月以下の重禁錮に延長されうる。

第四七条 外国人もまた、本国に滞在する期間は以下の項に該当する違反の責を負つ。

- (a) 秘密団体の設立。
- (b) 国内外の秘密団体の構成員にならうとすること。
- (c) 秘密団体の集会に自ら加わること。
- (d) 上記の性質の集会に自己の住居を貸すこと。
- (e) 文書又はその他の方法によつて、国内の秘密団体及びその構成員と外国のそれとの結びつきに寄与すること。

第四八条 上記の違反事例の処罰につき、(a)は一月以上六月以下の重禁錮、(b)及び(c)は一月以上三月以下の重禁錮刑、その他の場合は一月以上三月以下の禁錮となる。刑期の終了後、外国人は常にオーストリア全土から追放されるものとする。

第四九条 国外の外国人が国内に秘密団体を設置するか、又は国内の秘密団体の構成員になつた場合、その者が捕まつた際には第四八条に規定された刑罰の双方とも科せられる。

第五〇条 秘密団体を発見した場合、管轄者 (Vorsteher)

及びその官吏は、その団体に属する記録文書及び通信記録の全部を官憲に届け出、提出する義務を負っている。その団体に属する何らかの物を隠蔽する者は、一週以上一月以下の重禁錮に処されるものとする。団体の資金及び道具は没収される。

第五一条 暴動の罪責を負うのは、職務又は業務に従事している公共の官吏又は職員 (Diener) に抗して多数の人間に協力又は反抗を要求する者である。その刑罰は一月以上、状況の性質に応じて六月以下の重禁錮である。

第五二条 上記の要求に応じ、要求者に加担し協力又は反抗する者にも同様の刑罰が科せられる。

第五三条 公然たる暴動に陥った際、同居人とともに自宅に留まるよう命令が布告された時点で、特段の理由なく外出した者、ならびに、自己の管轄にある同居人を可能な限り自宅にとどめておかなかった家父長及びその他の同居人の監督者は暴動の責を負う。

第五四条 家父長及び家族監督者に対する刑罰は一週以上一月以下の禁錮である。上記の情勢下で外出した者にも、その者が騒ぎに関与したか否かを問わず、同様の刑罰が科せ

られる。

第五五条 重罪とはならない集合の原因からも暴動が生じた際、群衆に解散を命じた官吏又は見張り番に従わない者は、人格の性質に応じて、一週以上一月以下の禁錮若しくは十回以上二十五回以下の打擲に処されるものとする。

第五六条 違反者が従わない際に、官吏又は見張り番と口論になった場合、刑罰は一月の重禁錮となり、発生した状況に応じて加重されるものとする。

第五七条 以下の場合には、書籍検閲への配慮から、重違警罪として扱われる。

第一の場合。印刷業者又は書籍商が、作品、パンフレット又は何らかの内容及び分量の文書 (Blätter) を、検閲を経ずして印刷又は販売する場合。

第五八条 上記違反に対する処罰は、植字 (Schriftsätze) の破壊、発行されたか手元にある部数の没収と並んで、初犯の場合は二百から五百グルデンの罰金、二犯の者は罰金と伴に一月以上三月以下の禁錮、三回目累犯は印刷業又は販売業の免許剥奪となる。上記違反については、作品の内容及び流布した分量が調査されるものとする。

第五九条 第二の場合。印刷業者が、検閲により完全に不可

とされた作品を印刷又は復刻する場合、若しくは書籍商がその作品を、国の内外を問わず、販売、流布又は何らかの方法で流通させる場合。

第六〇条 一般に上記違反行為は即座に、初犯の場合は手元にある部数の没収に加えて二百から五百グルデンの罰金を伴う一月以上三月以下の禁錮に、二犯の者は更に印刷業又は販売許可の剥奪によって罰せられる。

第六一条 作品の個々の箇所又は文字が検閲によって削除されたが、削除箇所が印刷時に復活した場合、若しくは既に検閲草稿において文字の付加又は消去によって意味が変更されていた場合もまた、上記の刑罰が科せられる。

第六二条 検閲命令に反して印刷又は販売された作品が道德の喪失のみならず、誘惑の道具となる人物として、流布の程度に依じて一月以上六月以下の重禁錮にも処される。

第六三条 流布した作品の内容が公共の秩序及び安寧を乱すものに相応しい場合、違反は重罪に移行し、第一編に規定される刑罰が妥当する。

第六四条 第三の場合、書籍又は他の印刷物で家々を行商するか、若しくは何らかの方法で無資格又は秘密裏に取引す

る者。その処罰は一般に、書籍の検査 (Abnahme) とともに一月の禁錮である。但し上記の方法で流布した印刷物が禁止されたものであった場合、違反者には、その印刷物の回収とともに二百から五百グルデンの罰金及び三月の禁錮に処され、また、書籍が同時に道德を乱すものであれば、罰金とともに一月以上三月以下の重禁錮に処されるものとする。違反行為者が外国人であれば、後者の場合については、刑罰受忍後、全世襲領土から追放されるものとする。

第六五条 第四の場合、印刷業者又は書籍商が、祈祷文 (Gebethe)、歌詞、詩、戦争報道、書き物 (Beschreibungen) 及び同様の文書を、全ての場合について機関の許可を受けることなく、展示及び販売させる場合。

第六六条 印刷業者又は書籍商が上記の禁令に違反した場合、初犯の場合は二十五グルデンの罰金及び一月の禁錮に処される。二犯の者はその刑罰は二倍となる。三犯の者は販売業又は印刷許可が剥奪される。そのようなピラが、祖国の関心事に関する全く虚偽の不穏な記事を含んでいた場合、若しくはそのピラが道德の喪失又は公共の秩序及び安寧の混乱に向けられたものであった場合、刑罰は第六二条、第六三条に従って裁量されるものとする。

第六七条 上記文書の公布に利用された者は、三日の禁錮に処されるが、更なる違反があつた場合は、二十五回の打擲に処されるものとする。

第六八条 書籍、パンフレット及び個別文書を顧慮して規定されたそれぞれの違反事例は、何らかの対象に刻印された文章の場合にも該当し、事例及び状況の性質に応じて同様の刑罰が科されるものとする。

第六九条 印刷業の資格がない者が、無免許印刷又は植字を用いた手動印刷を行う場合、違反行為者は印刷機具の喪失と並んで、五百グルデンの罰金に処される。また、その無免許印刷により書籍又は何らかのパンフレットが流布したことが明らかとなつた場合、性質に応じて更に第六二条及び第六三条に定められている刑罰が科せられる。

第七〇条 本国の臣民に国外への移住を勧誘する仕事を行う者は、一月以上六月以下の禁錮に処される。違反行為者が外国人の場合、その判決に、刑期終了後の全世襲領地からの追放が付加される。

第七一条 部下 (Untergebene) に対し非難、中傷によつて目上の官憲への反感を広めようとする者、及び非難、中傷によつて部下を根拠のない不平へと駆り立てる者は、官憲

に反抗する扇動者として、一月以上三月以下の禁錮に処される。その者が賛同を得るために署名又は募金を集める場合、署名の多さ、告発の虚偽性及び表現の侮辱性の程度に応じて、禁食及び懲罰による禁錮の加重とともに、打擲又は公共労働に処される。上記の不平文書の起草者には、状況及びその危険性の程度に応じて、その小管区及び行政区画からの追放が付加される。その者が外国人であれば全世襲領地からの追放も付加される。

第六章 共通の安全に資する公共施設及び予防措置に対する重違警罪について

第七二条 文民及び軍隊の見張り番に対する言動及び行為によるあらゆる侮辱は重違警罪である。言動による侮辱は三日以上一月以下の禁錮に処され、行為による侮辱は三月以下の禁錮に処されるものとする。

第七三条 上記二つの違反が結果を発生させ、且つ官吏又は見張り番の公務又は職務の執行を阻止した場合、有罪者には三月以上六月以下の重禁錮が科せられる。

第七四条 勅令、命令、若しくは何らかの範囲及び形態で公衆への公知のために掲示又は設置された官憲が署名した文

書を、破棄する、汚して判別不能にする、若しくは他の何らかの方法で乱暴に扱う者もまた、重違警罪の責を負う。

上記違反行為が単なる気まぐれや悪ふざけから行われた場合、刑罰は二十四時間以上一週以下の禁錮若しくは十回以上二十五回以下の打擲による懲罰である。但し審問の際に、官憲に対する罵倒の意図、又は布告及び命令の厳守を阻止するための意図が明らかとなった場合、刑罰は一月以上三月以下の重禁錮である。

第七五条 公共の照明のために設置された角灯 (Laterne) を故意に破壊若しくは他の方法で毀損する者は、三日以上一週以下の禁錮に処されるものとする。

第七六条 橋、水門若しくは、河川の岸を固定しているか、道路又は橋の傾斜を維持している堤防、金具 (Beschläge) 又は保護柵を、悪ふざけで破壊又は毀損する行為は、そこに見られる悪ふざけ及び引き起こした侵害の程度に応じて、一月以上三月以下の禁錮に処されるものとする。違反者が分離した木材を盗んだ場合、窃盗に対する刑罰も該当する。

第七七条 一般に、事故防止のために設けられているあらゆる警告表示の破棄又は意図的な毀損は重違警罪であり、一概に三日以上六月以下の禁錮に処される。但し、そこに見

られる悪意及び生じた害悪が大きい場合、同期間の重禁錮に処されるものとする。

第七八条 公的な監督にとつて居住者及び外国人全員の十分な知識が重要な意義を持たねばならぬため、公的な監督上あらゆる地域に個別に存在している規則 (Vorschrift) に従わない場合、重違警罪とみなされ、処罰される。この違反には以下の場合がある。

(a) 家の所有者、管理者、強制執行人 (Sequester) 若しくは他の家の管理を統括する者が、その賃貸契約者 (Bestandnehmer) に対して生じる変更を、規定された時期に告げない場合、刑罰は都市の相違及び家の価格の相違に応じて、五から五十グールドンの罰金となる。

(b) 部屋を週決め又は月決めの後払い賃賃 (Afterbestand) にしているか、宿泊人を泊めている者が、規則の変更とともに、二十四時間以内に規定に従った通知をしない場合、その処罰は五グールドンの罰金となり、再犯の場合は罰金が倍額になるものとする。

(c) 外国人を宿泊させる権限を有している宿主が、規定された通知を一晚宿泊する者に対して行わない場合、処罰は(b)項に規定されたものと同様である。

(d) 宿泊の権限がない酒場 (Schenkenhause) で一晩を過す場合、処罰は、初犯の場合は五グルデンの罰金、二犯の者は罰金に加えて一週の禁錮、三犯の者は酒場からの追放となる。

(e) 報告カード (Meldungszettel) に虚偽の氏名、虚偽の身分、虚偽の仕事、又は公的な監督を阻害しようとするその他の虚偽の状況を記載する場合、その処罰は三日以上一月以下の禁錮となる。審問の際に、違反者が実際に官憲の混乱を意図していたことが明らかとなった場合、その処罰は同期間の重禁錮となる。但し、状況又は人格を顧慮して憂慮すべき事柄が明らかとなった場合、違反者がその違反を犯した小管区に定住していなければ、刑期終了後、その小管区から追放される。但し外国人は状況の性質に応じて、全世襲領地からも追放される。

第七九条 通常言われるところの得意先を持たない徒弟 (Geselle) から仕事を奪う職人は、初犯であれば五グルデンの罰金、二犯の者はその倍額の罰金、三犯の者は一月以下の禁錮、憂慮すべき状況があれば職業喪失をも科せられる。

第八〇条 あらゆる行政区画の主要郵便局から周囲四駅にお

いて、主要都市 (Hauptstadt) から郵便物ではないが郵便書を携えて到着する者を、四十八時間が経過するより前にさらに先へ運送する宿駅長 (Postmeister) は、初犯であれば五十グルデンの罰金が科せられ、二犯の者は罰金が二倍となる。三回目の違反行為には郵便局の閉鎖 (Abschaffung von dem Posthause) が科せられる。

第八一条 警察機関によって全世襲領地から追放された者が帰還した場合、初犯であれば一月以上三月以下の禁錮に、再犯の場合は三月以上六月以下の重禁錮に処されるものとする。

第八二条 行政区画、一定の地域から永久に、若しくは一定期間追放された者が、その者が前者であれば過去に一度でも、後者であれば定められた期間が経過する以前に、帰還した場合、一月以上三月以下の禁錮に処される。再犯の場合は、同期間の重禁錮に処される。

第八三条 流通貨幣に金めつきを施す (vergolden) 者は、それによって他人を欺く意図がなかったとしても、一月以上三月以下の禁錮に処されるものとする。

第八四条 機関の許可なく、自宅でいわゆる鑄造機 (Stoss-oder Presswerk) を作動させる者は、鑄造機の没

収に加えて初犯であれば一週以上一月以下の禁錮に処される。再犯の場合は、一月の禁錮と併に、その者が職人であれば、職業の喪失も科せられる。

第八五条 最高金融機関（obersten Münzbehörde）の依頼又は許可なく上記の鑄造機を製造した者も、同様の刑罰に処される。

第七章 公職義務に対する重違警罪について

第八六条 自己の職務又は業務遂行において勝手に暴力（その典型は、法律の規定がある事例以外で他人を拘束することである）を揮う公共の官吏又は職員は、初犯であれば三日以上一月以下、二犯の者は同刑期の重禁錮に処されるものとする。

第八七条 暴動の原因となった、又はなりえたような状況で暴力行為が行われた場合、刑罰は一月以上三月以下の重禁錮である。

第八八条 それ自体で不法な意図はなかったとしても、公共の官吏又は職員と詐称する者は、三日以上一月以下の禁錮に処されるものとする。

第八章 生命の安全に対する重違警罪について

第八九条 生命の安全に対する重違警罪は二等級にまとめることができる。

(a) 人間の自然的、一般的な義務に反する行為、又は法律の明文規定に反する行為。

(b) 法律に明文で規定されていることの不作为、若しくはそれ自体で生じる、身分、職業、仕事又はその他の諸関係の義務であること的不作為。そのような作為又は不作为が生命の安全に危険をもたらす全ての種類を明文で規定することは不可能であるが、死亡又は重大な傷害が生じた際に審問によつてその種の責任が明らかとなった場合、責任を負う者は、一月以上六月以下で、その程度に応じた單純禁錮又は重禁錮に処される。状況次第では禁錮が適切に加重される。

第九〇条 但し、公的な慎重さから、生命の安全に対する以下の違反について、なお若干の規定を設け、その処罰を特に規定しておく必要がある。死ぬ故意をもつて自傷行為に及ぶ者は、自身の後悔から自殺の遂行を中止した限り、官憲に出頭させられ、非常に多くの義務を侵害したその者の企ての非道性（Abscheulichkeit）に関して、嚴重な警告

が与えられるものとする。

第九一条 その遂行が偶然又は行為者の意に反して中止されたものでしかない場合、行為者は保安処分 (sichere Verwahrung) に付され、その者が精神的及び身体的な治療によつて、自己の理性と知識、創造主 (Schöpfer) 国家及び自己に課せられている義務のもとに立ち返り、過去に対し後悔を示し、将来持続的に改善が期待できるまで、厳しい監視のもとに置かれるものとする。

第九二条 実際に死亡した場合、自殺者の遺体は、見張り番のみが同伴し墓地以外の場所に運ばれ、司法職員により埋葬される。

第九三条 河川及び池において、機関によつて定められた場所以外で沐浴した者、ならびに定められた期間以外の冬季に氷上を滑走する者、最後に、危険を理由に禁じられている時間に、あえて張り詰めた氷の上を滑走する者、以上の者は三日以上一月以下の禁錮に処されるものとする。

第九四条 婚前の (unehelichen) 性交により妊娠した女性は、出産時に助産婦、出産援助者 (Geburtshelfer)、又は既婚女性に援助を要請しなければならない。但し出産が時期尚早であるか又は援助の要請を怠り、且つ流産したか又

は出生した子どもが分娩 (Geburt) から二十四時間以内に死亡した場合、その女性は、出産援助の権限を有している人物に対して、それが不可能であれば官憲の人間に対して、自己の出産について届出をせねばならず、且つ未熟な胎児 (Geburt) 又は死亡した子どもを提示せねばならない。

第九五条 上記規定に反して行われた出産の隠匿は、隠匿者の回復後に、三月以上六月以下の重禁錮に処される。

第九六条 不注意から乗車中又は乗馬中に人を轢き、死亡させたか又は致命的な負傷を与えた者は、事案の性質に応じて、三日以上三月以下の禁錮に処されるものとする。加えて、状況次第では乗馬又は乗車が禁じられる。

第九七条 審問に際して、馬車又は馬での高速走行から事件に至ったことが明らかになった場合、その状況は加重事由として顧慮され、また、刑罰の裁量に際して、特に第一七九条の馬車又は馬での高速走行に対して科せられる刑罰も併せて顧慮されるものとする。

第九八条 法律の規定に従った権限なく、患者の処遇に医師又は外科医として携わり、利益を得ている者は、その不許可の作業に従事した期間の長さ及び、その作業によつて生

じた害の大きさに応じて、一月以上六月以下の重禁錮に処されるものとする。

第九九条 違反者が外国人であれば、刑期終了後、全世界領地から追放せらるる。

第一〇〇条 禁じられている薬剤の販売は、薬局の所有者 (Eigentümer) 及び薬剤師と同時に、徒弟 (薬局助手 (Subjekte)) も処罰される。薬局の所有者が、その販売について認識しておらず、課された監督の不足にのみ責任を負う場合、二十五から五十グルデン、二犯の場合は五十から百グルデンの罰金が科せられる。三犯の場合は所有者から薬局の指揮が剥奪され、薬剤師にその任が指名される。

第一〇一条 所有者が禁止された販売について知っていた場合、初犯であれば五十から百グルデン、二犯の場合は百から二百グルデンの罰金に処されるものとする。また、処方された薬剤により害を被った者がいる場合は、結果の軽重を問わず、更に一月以上六月以下の重禁錮に処される。

第一〇二条 薬剤師が監督を怠ったことに責任がある場合、初犯であれば三日以上一月以下の禁錮に、二犯の者は免職に処される。薬剤師が禁止された販売について知っていた場合、一月以上六月以下の重禁錮に処され、且つ薬局に勤

務する資格なしと宣告される。

第一〇三条 禁じられた薬剤を自身の主人の了解を得て販売する徒弟 (薬局助手) は、一月以上三月以下の禁錮に処される。主人の認識なく行われた場合は、状況の性質に応じて、三月以上六月以下の重禁錮に処される。二犯の場合、受刑者から徒弟契約書 (Lehrbrief) が剥奪され、今後薬局の徒弟として勤務する資格の無効が判決に付加されるものとする。

第一〇四条 薬剤が誤った方法で、又は既に薬としての効果を喪失している原料から調査される場合、若しくは薬剤が、それ自体の成分又は以前に付着した他の混合物のために健康に害をもたらす汚れた容器で加工又は保管される場合、薬局の徒弟、所有者又は薬剤師は、適切な監督の最終的な不足について責任がありうる者に限り、刑罰の対象となる。患者にそのような症状が表れていると感じる全ての医師は、その旨を官憲に届け出る固有の責任が義務づけられている。

第一〇五条 薬局の徒弟は、初犯であれば一週の禁錮、二犯の者は同刑期の加重された禁錮に処される。三犯の者は、その者に新試験に際して合格に達する知識及び薬剤の製造に必要な精密さが示されるまで、再び見習い (Lehrjung)

に属することが宣告される。

第一〇六条 薬局の所有者は、初犯であれば五十グルデン、再犯の場合は百グルデンの罰金に処される。上記の性質の事案が頻発する場合、その者は不定期間、薬剤師とされる。

第一〇七条 薬剤師は上記の場合につき、一週の禁錮、二犯の者は禁食により加重された禁錮に処される。頻発する場合は薬剤師の職が剥奪される。

第一〇八条 薬局で薬剤が取り違えられたか、若しくは不当に交付された場合、薬剤を交付した者は一週の禁錮に処される。不注意が重大又は頻発している場合は三週までの禁錮の延長及び刑の加重が科せられる。

第一〇九条 ラントの公認された内科医及び外科医の医家薬局 (Hausapotheke) を含む、認可された薬局以外では、どのような形態又は名称のものであれ、外科的及び内科的治療薬の販売は、機関によって付与される許可がなければ、禁じられている。この禁止の違反者は、一月以上三月以下の禁錮に処される。販売が長期間続けられていた場合は、禁錮の加重が伴う。また、審問において偽の薬の販売から生じた有害な結果が明らかとなった場合、一月以上六月以下の重禁錮に処される。

第一一〇条 販売者もまた二倍の刑罰が科せられるとともに、流布している薬剤、原料及び器具の在庫品全部を官憲に引き渡さねばならない。この違反の責を負う外国人は、全世界領地から追放される。

第一一一条 専門知識 (Erkenntnisse der Facultät) に従って患者を処遇する際に上記の過ちを犯すことで無知を露呈した内科医は、患者が死亡するか又は病床の状態で労働不能に陥った場合、新試験において専門性について欠けていた知識を取り戻したことを証明するまで、臨床 (Praxis) を控えねばならない。

第一一二条 患者に不適当な手術を施し、患者が死亡するか身体に重大な傷害を負った場合、外科医に対しても同様の処罰が行われる。

第一一三条 内科医及び外科医が患者を引き受けた後に、患者の健康の現実の不利益を看過したことが証明されつる場合、五十から二百グルデンの罰金が科せられる。

第一一四条 自然の義務又は引き受けた義務から当然に患者を介護すべき立場にある者が、患者に対して不可欠な医療的援助を調達すべきであつたにも拘らず、それを全く提供しなかつたことが証明された場合、状況の性質に応じて一

月以上六月以下の禁錮に処されるものとする。

第一一五条 現存の規定に従い、機関による固有の許可がなければ、何人も砒素及び何らかの種類の毒物を取引する権限を持たない。毒物の権限なき取引に対する刑罰は、その取引をした人物の性質及び取引された物の種類に応じて裁量される。

第一一六条 規定通りの販売小屋 (Gewölde) を持つ商人 (Handelsmann) 又は店舗を持つ小売商人 (Krämer) が、資格なしに毒物を販売しているにも拘らず、毒物に関して法律が規定する内容を遵守している場合、初犯であれば、毒物の没収に加え、財産状況の差異に応じて、二十五から百グルデンの罰金刑が科せられる。二犯の者は二倍の罰金刑と並び、更に一月の禁錮に処される。三犯の者はその商売の剥奪が宣告される。

第一一七条 毒物販売の権限がない商人及び小売商人が、規定を遵守することなく毒物を販売した場合、初犯で即座にその商売が剥奪される。また、審問において、上記の方法による不許可の取引が既に長期間続けられていたこと、若しくはその取引により生命又は健康に害を被った者がいることが明らかとなった場合、刑罰は状況及び結果の重大さ

に応じて、一月以上六月以下の重禁錮である。

第一一八条 猫いらす (Ratten oder Mausepulver)、ヒ石 (Fliegensteine)、動物用のヒ煙 (Hüttenrauch (Hütterich))、若しくは他の毒物を販売する通商小売商人 (Wandelnde Krämer) 又はいわゆる行商人 (Hausirer) は、逮捕された場合にはその者の商品が全て審問に引き渡され、将来の行商を禁じられるとともに、不許可の販売が長期間続いており、ともすれば侵害のきつかけにもなる場合は、公共でのさらし刑及び一月以上六月以下の重禁錮に処される。

第一一九条 毒物の取引について正規の権限を有している薬局主人及びその商人が、毒物を扱う際に規定されている慎重さを欠いている場合、重違警罪として処罰される。

第二一〇条 従って、正規の官憲の証明書 (Schein) による証明がない者に、どのような口実であれ、毒物を交付した場合、その処罰は、初犯であれば五十グルデンの罰金、二犯の者は免職が科せられる。

第二一一条 審問の際に、毒物販売に関して注文記録簿 (Vormerkbuch) が全く記入されていないが、若しくは毒物に関する規定の定めとは異なった方法で記入されている

ことが明らかとなった場合、その怠慢 (Verabsäumung) は初犯であれば五十グルデン、二犯の者は百グルデンの罰金に処され、更に継続した場合は免職に処される。

第二二二条 その他にも毒物を適切に保存するにあたって、容器の特徴付け又は容器の密閉に不注意 (Nachlässigkeit) が見受けられる場合、取引又は薬局を統括する者はその不注意について責任を負う。単に適切な注意の怠慢であれば、初犯については二十五グルデンの罰金が科せられ、累犯については罰金額が二倍となる。

第二二三条 上記の怠慢の結果、実際に薬物の取り違えが生じ、それにより生命又は健康に害を被った者がいる場合、その処罰は以下の条文に定められた区分に従って裁量される。

第二二四条 毒物又は有毒な原料を扱う職業について、職人若しくは他の監督者は、常に毒物又は有害な原料を自己の管理下に置く責任を有している。その者が上記規定を怠り、それによって他人が害を被った場合、その処罰は一週以上三月以下の禁錮となり、状況の性質次第で禁食により加重される。

第二二五条 いまだ薬物の使用に指定されていない種類のい

わゆる原材料品のうち、これまで全く知られておらず、機関により検査されていない物を流通させた商人は、第二二二条に定められた刑罰に服する。

第二二六条 禁じられた又はその性質上不審な銃器 (Gewehre) を製造する者、若しくは上記の性質の銃器を修繕する者が、その銃器を差し押さえず官憲にも通報しない場合、三日以上一月以下の禁錮に処されるものとする。

上記の銃器により実際に死傷者が発生した場合は、一月以上三月以下の重禁錮に処される。

第二二七条 猟師 (Jäger) 又は自宅に装填した銃器を所有しているその他の者は、その銃器を子どもないし他の不注意且つ未熟な人物から保護する義務を有する。上記の注意を怠り、それにより害を被った者がいる場合、刑罰は一週以上一月以下の禁錮であり、不注意の程度に応じて更に加重される。死傷者が発生した場合は重禁錮に変更されるものとする。

第二二八条 悪意なく、装填されていることを前もって確認せずに他人に銃を発射する者も、侵害結果の程度に応じて、同様の刑罰が宣告される。

第二二九条 検死の際に、死亡時刻を不正確に報告する者は、

そのことが、仮死状態の者を埋葬又は解剖から防ぐために法律で規定されている時期より以前に遺体が埋葬又は解剖される誘因となつた場合、一月以上六月以下の重禁錮に処されるものとする。

第一三〇条 一般には、自然の義務又は引き受けた義務から、子ども、又は自身では危険を予見し防衛する能力のないその他の人物について監督する者は、その義務の履行に見られる軽率さ (Sorglosigkeit) ゆえに責任を負つ。従つて、上記の子ども又は人物が死亡したか重大な傷害を負つた場合、課された慎重さを明らかに欠いたことについて責任を負つ者は、三日以上三月以下の禁錮に処され、この刑罰は、軽率さの程度が大きい場合、禁食及び懲罰によつて加重される。

第一三一条 個別には、子どもの扶養又は監督の責にある者は、その者の扶養又は監督にある子どもが、ただ子どもにとつて危険な場所に放置されたことにより、生命若しくはその他の健康又は身体に傷害を負つた場合、一月以上三月以下の重禁錮に処される。子どもに起きた不幸が隠蔽された場合、刑期が更に延長され、且つ懲罰によつて加重される。

第一三二条 有害又は伝染性の病気であることを自覚しており、且つ保母 (Amme) の職を引き受ける際にその事情を口外せずに隠蔽する女性は、懲罰によつて加重された三月の禁錮に処されるものとする。

第一三三条 建築の際に規定された警告表示がなされなければ、建築職人又は他の建築に際して監督の任にある者は、あらゆる場合について十から五十グルデンの罰金に処される。上記の不作为により負傷者が生じた場合、事件の性質に応じて、罰金とともに一月以上三月以下の禁錮に処される。

第一三四条 家屋、建築物の所有者又はそれらの監督を委託された者は、家屋、建築物の一部に倒壊のおそれがある場合、即座に建築職人に対し、点検及び暫定的保安を要請する義務がある。その後、上記点検が、建設専門家の考えによれば不可欠であつたにもかかわらず、為されなかつたことが判明した場合、たとえ倒壊が起らなかつたとしても、その不作为は二十五から二百グルデンの罰金が科せられる。

第一三五条 実際に倒壊が起つたが、負傷者が生じなかつた場合、その処罰は五十から五百グルデンの罰金となる。

但し倒壊により死亡者又は重傷者が生じた場合、罰金刑に加え更に一月以上三月以下の重禁錮に処される。

第一三六条 足場 (Gerüst) を用いた建築の指揮又は建築物の一部の補強にあたる建築職人は、その足場又は建築物が倒壊した場合、その際に負傷者が生じなかつたとしても、初犯であれば二十五から二百グルデンの罰金に処される。二犯の者は罰金に加え、以後は毎回、他の建築職人に自己の建築の援助を要請すること、及び刑罰による建築職人権の剥奪が義務づけられる。

第一三七条 上記の倒壊について死傷者が生じた場合、建築職人は五十から五百グルデンの罰金が科せられるのみならず、技術専門家立会いのもと、上記の建築部分に関してその者の知識が十分改善されたことが示されるまで、建築を指揮することができない。

第一三八条 前条に含まれる事案に関する審理の際に、建築職人の側に著しい無知があることが明らかとなつた場合、その者は初犯であっても、あらゆる自己の建築指揮を控えねばならない。

第一三九条 都市及び都市に関する規定が存在するその他の場所において、新築の家屋又は小屋を、官憲の閲覧に従つ

た許可を受けることなく、入居又は賃貸する者は、状況の性質に応じて、賃貸借料半年分に相当する罰金若しくは八日の禁錮に処される。

第一四〇条 ある人物が急激な意識消失 (Sinnenverwirrung) の兆候を示した場合、狂人 (Irre) が自己の住居にいる者については、健康を監督する義務があり、そうでない者については、官憲に即座の届出をする義務がある。その刑罰は、上記の状況が長期に渡っているか、又は重大性又は不利益の結果に応じて、三日以上一月以下の禁錮である。

第一四一条 犬又は、実際に凶暴な兆候を有しているか、若しくは凶暴になりうると推測されるにすぎない特徴が見受けられるその他の動物を届け出なかつた者には、五日以上三月以下の禁錮が科せられる。但し、実際に人間及び動物による発作及び侵害が生じた場合、同期間の重禁錮が科せられる。

第一四二条 官憲の特別の許可がなければ、何人も野獣若しくは性質上有害なその他の動物を所持してはならない。この禁止に違反した場合、有害動物が即座に処分されるのみならず、所有者は状況の性質に応じて五から二十五グルデンの罰金に処される。

第一四三条 上記の、官憲の許可なく所持された動物によって負傷者が生じた場合、刑罰は侵害の程度に応じて二十五から百グルデンの罰金となる。

第一四四条 但し、官憲が野獣の所持に許可を与えたとしても、所有者は常にその獣を安全に管理する責任を負う。その者が管理をしなかつたために負傷者が生じた場合、十から五十グルデンの罰金に処される。

第一四五条 悪癖が知られている何らかの種類のペット（*auslichen Thiere*）の所有者は、自宅でも、自宅外でペットを利用する際も、負傷者が生じないように家畜を管理又は世話しなければならない。その配慮が為されなければ、侵害が発生せずとも、五から二十五グルデンの罰金が、但し実際に侵害が生じた場合は十から五十グルデンの罰金が科せられる。

第一四六条 動物によって加えられた侵害に関する審問に際して、動物へのけしかけ、刺激、又は何らかの意図的な干渉により事件を誘発した者の存在が明らかとなった場合、行為者には一週の間禁錮が、状況次第では禁食及び懲罰による加重も併せて科せられる。

第九章 健康に対する重違警罪について

第一四七条 疫病阻止のために存在する規定の違反によって公衆の健康状態に対する有害な結果が憂慮され、対抗策のあらゆる遅延は危険を増大させる。従って、上記の対象は全て軍事防衛線（*Militär=Cordon*）に委ねられ、そこで違反者は、疫病防疫線（*Post=Cordon*）及び隔離を顧慮して既に存在する一般的な命令（*Verordnung*）ならびにその時の状況及び危険に応じて特別に発布の必要性を認められる命令に従って判決が宣告される。

第一四八条 伝染病の死者に際して、その者の家具の健康点検（*Gesundheitsbeschau*）から何かが隠蔽される場合、若しくは完全な破棄又は家具の洗浄のための健康配慮を命じるものに従わない場合、責任者は状況の重大性に応じて、三日以上一月以下の禁錮に処される。

第一四九条 看護人、職員（*Dienstleute*）、同居人又はその他の者が破棄又は洗浄が決定された家具から何かを持ち出す場合、禁食によって加重された、一週以上三月以下の重禁錮に処される。

第一五〇条 病床の使用人が、破棄が命じられた自己の家具から何かを残しておくか又は販売する場合、状況及び結果

の性質に応じて、懲罰で加重された三月以上六月以下の重禁錮に処される。

第一五一条 前二条に示された家具をそれと知って購入又は着服する者は、三日以上一月以下の重禁錮に処される。

第一五二条 その水を小管区 (Ortschaft) が飲料水に使用している泉、貯水池 (Cisterne)、河川、小川に、動物の死骸又は水を汚染し健康を害しうるその他の物を投げ込む者は、一週の禁錮に処され、際立つた邪悪さ又は悪意がある場合は、更に公共労働及び禁食又は打擲による加重を伴う。

第一五三条 生肉又は何らかの方法で加工乃至煮詰められた肉の販売権限を有している職業の者が、規定に従った検査を受けていない家畜を販売する場合、刑罰は、初犯であれば無検査の肉又はそこから得た金銭の没収と並んで二十五から二百グルデンの罰金となり、二犯の者は罰金額が倍となる。三犯の者は違反者は職業を剥奪され、今後この種の職業に就くことができない旨が宣告される。

第一五四条 家畜の頭数により異なる飼育方法をとるにあつては、以下の規定も現在の関連において不可欠である。

家畜に外見的疾患が見られる際に、調査のための派遣医

師から病気の家畜を隠蔽した者、若しくは、獣疫が広まっていることが宣言されるや否や、獣疫に関する死んだ家畜、伝染病の家畜、更には健康な家畜のために既に一般的に存在している規定、若しくは状況の性質に従って布告される規定を遵守しない者は、その者が農民身分 (Bauernstande) に属する場合、三日以上一月以下の禁錮及び刑期中の公共労働に処される。但しその他の身分の違反者は一月以上三月以下の禁錮に処される。

第一五五条 家畜の隠匿又は規定の不服従から害悪の流布及び重大な不利益が生じた場合、刑罰は二倍になり、状況次第では重禁錮が宣告される。

第一五六条 ワイン商人、ビール醸造者、職人、ブランドー又はその他の蒸留酒 (gebrannte Wasser) 製造者及びあらゆる種類の酒場の主人が、健康に有害な作用を及ぼしうる方法により、上記酒類の飲料物を調査、偽造するか又は腐敗状態にする場合、その方法により調査、偽造したか又は腐敗させた飲料物の没収に加え、現存量及びその作業に従事した時間に応じて、百から五百グルデンの罰金が科せられる。

第一五七条 二犯の者は上記に定めた罰金が倍額になる。但

し三犯の者は、罰金刑に加えて、商売、職業又は酒屋の没収が科せられる。

第一五八条 酒類に関する審問に際して、健康にとって高度に有害であると認められる混合物又は添加物の存在が明らかとなった場合、その飲料物の即座の廃棄及び商売、職業又は酒屋の没収と終身の無資格に加えて、六月の重禁錮が宣告される。

第一五九条 鉛で偽造した錫から炊事道具又は食器を製造した錫器職人は、偽造錫製の在庫品の没収に加えて、初犯であれば、二十五から五十グルデンの罰金に処される。二犯の者は、上記の偽造職に長期間従事していたか、若しくは偽造原料からなる器を大量に販売していた限りで、初犯と同様の刑となるが、但しそれにより健康に実害を被った者がいる場合は、免職に処される。

第一六〇条 そのほか、既にそれ自体で健康を害する性質を備えている、若しくはその際に用いられる原料、調合方法によってか又は調合、保存に用いられる何らかの可食物の容器を通じて健康を害する性質を備えている、あらゆる添加行為、混合行為又は偽造行為が重違警罪として扱われる。有害さの程度及び、上記の有害行為に従事した期間の長さ

に依じて、十から百グルデンの罰金又は三日以上一月以下の禁錮に処され、状況次第では禁食又は懲罰によって加重される。憂慮すべき状況の性質次第では、有罪者には第一五六条、第一五七条、第一五八条に定められた刑罰が宣告される。

第一〇章 身体の安全を侵害若しくは脅かすその他の重違警罪について

第一六一条 自己切断行為及びその他すべての意図的な自傷行為は、行為及び状況の性質に応じて、十四日以上三月以下の重禁錮に処される。

第一六二条 兵役を免れるために自己切断行為が行われた場合、行為者は刑期終了後、なおその者が役立つと判断される軍務に就くものとする。

第一六三条 喧嘩の際に、明白な徴候又は結果が残るような方法で侵害された者がいる場合、その侵害に關与した者はすべて三日以上一月以下の禁錮に処される。但し惹起者は常に、他の関与者よりも重い刑罰に処される。

第一六四条 審問によって、関与者が既に繰り返し喧嘩を理由に処罰されていることが明らかとなり、それゆえ常習の

乱暴者 (Rauf-er von Gewohnheit) と判断された場合、禁錮は禁食及び懲罰によって加重される。

第一六五条 家庭懲罰権は、いかなる場合であれ、被懲罰者が身体に害を被る虐待にまで及びことはできない。従って、親の子に対する、後見人の被後見人に対する、配偶者のその相手に対する、教育係及び教師のその教え子及び生徒に対する、親方のその徒弟に対する、並びに雇い主 (Gesindhalter) のその使用人 (Dienstvolke) に対する上記の虐待は、重違警罪として処罰される。

第一六六条 親の子どもに対する虐待については、まずは親が裁判所に召喚され、一度目は暴力の濫用及び自然に反する挙動の冷酷さが嚴重に咎められる。二度目は、親に叱責が与えられ、また、再度の虐待の際には家長権 (älterlichen Gewalt) の喪失が宣告され、子どもは引き取られ、親の費用のもと他の場所で養育されることになるという威嚇が加えられる。

第一六七条 三度再発した場合、若しくは一度目の虐待が既に極めて重大であるか、又は親の冷淡さから、子どもの更なる危険が懸念される場合、一度威嚇された上記刑罰が即刻宣告される。またこの観点から、機関による後見人の名

の下での事情聴取 (Einvernehmen) が行われるものとす。

第一六八条 親に養育費を支払う財力がない場合、機関によって子どもの宿泊場所が配慮される。但し、虐待行為は、公共労働及び懲罰によって加重された一週以上三月以下の禁錮、虐待の性質によっては重禁錮に処される。

第一六九条 後見人の被後見人に対する虐待の処罰は、一度目で即座に後見の剥奪、且つその虐待が利益を伴った場合は嚴重な法廷での叱責となり、無償後見 (unentgeltlicher Vormundschaft) の場合は一週以上一月以下の禁錮となる。

第一七〇条 後見人が別の被後見人について再び上記のような虐待の責を負つか、最初の虐待の際に第一六七条の状況に該当する場合、その者は後見の無効が宣告され、加えて、第一六八条で親についての上記事例に定められている処罰が科せられる。

第一七一条 配偶者がその相手に第一六五条に記載された方法で虐待を行う場合、双方が召喚された後に虐待行為が審問に付される。虐待した側は嚴重な叱責が与えられ、状況次第では一週以上三月以下の禁錮に処される。再犯の場合

は禁錮の加重が科される。但し、刑罰の緩和及び特別免除 (Nachsicht) の請願さえも、虐待された側に委ねられており、それについて裁判官は常に適切に斟酌せねばならない。

第一七二条 自身の教え子又は生徒に虐待を行った男女の教育係又は教師は、一度目は三日以上一月以下の禁錮に処される。但し再犯の場合、一度目に規定した刑罰に加え、今後は教職又は教育係に不適格であると認定される。

第一七三条 雇い主の使用人に対する、又は親方の徒弟に対する虐待は、虐待した人物の性質及び虐待の重大さに応じて、五から百グルデンの罰金若しくは三日以上一月以下の禁錮に処される。頻発した場合、又は虐待方法によって特段の厳しさが露呈した場合、身柄拘束は禁食及び閉所監禁 (engerer Einschliessung) によつて加重される。

第一七四条 概して、公共の広場、道路、家屋又は小屋の前に、夜間、何らかの種類の馬車、建築用具若しくは、樽、ケース又は一般に通行人に害を与える物に入れられたその他の建築材料又は道具が放置された場合、所有者は十から五十グルデンの罰金又は三日以上十四日以下の禁錮に処される。累犯 (Rückfall) の場合は、罰金刑の額は倍となり、

禁錮は禁食及び閉所監禁によつて加重される。

第一七五条 馬車が旅行者 (Reisenden) の所有である場合、もしくは荷物運搬車の馬が旅館 (Gasthofe) に留められている場合、刑罰は常にその経営者に科せられる。

第一七六条 但し、建築の指揮に際して、大量の荷物運搬に際して、又は市の時期 (Marktzeit) に、若しくはその他の特別な状況のために、建築材料、道具又は馬車を夜間、道又は広場に放置することの必要性が認められる場合は、その都度その旨について官憲に届出がなされねばならず、またその際に一つ又は二つの角灯によつて警告表示が設置されねばならない。これについては、第一七四条に定められたいづれの刑罰も行われない。

第一七七条 前三条の場合において、実際に侵害を受けた者がいる場合、責任者は生じた侵害の程度に応じて、第八九条で生命の安全に対する重違警罪について一般に定められている刑罰が科せられる。

第一七八条 通路、窓、出窓若しくは他の自己の住居に、落下に対する十分な予防措置がとられていない物を置く又は掛ける者、若しくは窓又は出窓から、乃至は上から下に向け、通行人が負傷しうる物を投げける者は、五から二十五グ

ルデンの罰金又は三日以上一週以下の禁錮に処される。落下により軽傷が生じた場合、罰金は二倍、禁錮は禁食又は懲罰で加重される。死傷者が生じた場合、状況の程度に応じ、第一三五条でこのような事例について定められている刑罰が科される。

第一七九条 都市及びその他の人口又は訪問者の多い地方での、馬車及び馬での危険な高速走行は、馬車の所有者が同席しており、且つ御者 (Kutscher) に対して速度の出しすぎを止めない場合、又は所有者自身が危険な方法で馬車及び馬の高速走行をする場合、二十五から百グルデンの罰金に処される。

第一八〇条 馬車の所有者が同席していないが、若しくは同席していたが御者がその者の命令に反して速度をだす場合、また、馬上の従者 (Reit=oder Pferd knecht) が大勢が来訪する地方で自ら高速走行する場合も同様に、御者又は従者は十四日の禁錮に処される。再犯の場合、刑罰は二倍になる。

第一八一条 警察の紹介なく独断で有用と判断した従者を馬に乗せた貸し馬車経営者は、二十五から五十グルデンの罰金に処される。またその者は、上記の従者が引き起こした

あらゆる侵害にも個別に責任を負う。

第一八二条 馬に繋がれた馬車又は繋がれていない馬を監督せず、馬が逃走により何らかの害を引き起こしうる状態に放置した御者又は従者は、何らの害も生じていなければ、初犯は十回の杖打ち、再犯の場合若しくは実際に害が生じた場合は、禁食及び懲罰で加重された一月の禁錮に処される。

第一八三条 一般に、身体の安全を侵害しうる違反を全て列挙することはできない。従って、身体の安全を顧慮すれば何人であれその危険及び有害性を容易に察知することが可能ならゆる行為及び違反が重違警罪とみなされるのである。特に実際の結果が生じた場合は、状況及び人格の性質に応じて、五から五十グルデンの罰金又は三日以上三月以下の禁錮が科せられるということを一般的に確定しておくことが公的な慎重さから求められている。

第一一章 財産の安全に対する重違警罪について

第一八四条 火災による甚大でしばしば計算できないほどの被害に対しては、火災の危険を防止するために存在するあらゆる規定の軽視が重違警罪として扱われ、処罰されるこ

とが必要不可欠である。

第一八五条 建築の指揮又は改築に際して、火災の危険があるために消火命令で禁止されているものを建設した建築職人、左官職人又は大工職人には、命令違反の部分を自費で撤去し規定に従つて修繕する義務及び、初犯であれば二十五から二百グルデンの罰金が科せられる。

第一八六条 上記の違反につき再び責任を負う者は、倍額の罰金が科せられる。三度目は以後のあらゆる建築の指揮が禁じられる。

第一八七条 現存の消火命令に反する建築に従事する仕上げ工又は監督者は、規定違反建築に利用されるべきではなく、刑罰は二週の禁錮である。

第一八八条 陶工 (Töpfer (Halber)) 職人、板金 (Klempner (Blebeschmid)) 職人、及び機械工職人又はその他の暖炉製造者は、消火規定に反して暖炉を設置するか、又は管を通す場合、五から二十五グルデンの罰金に処される。再犯の場合は罰金が倍額となる。三度目の場合、違反者はその職を剥奪される。

第一八九条 指示を受けて火災の危険がある暖炉を設置するか、又は管を通す徒弟は、それを利用されるべきではなく、

刑罰は三日から二週の禁錮となる。

第一九〇条 建築職人不在で屋根裏部屋を建造するか、又は他の建築を指揮する者、若しくは、規定に従い事前に検査を受けねばならない煙突、暖房、かまど、暖炉について自力で改築に従事する者は、二十五から二百グルデンの罰金に処される。実際に火災の危険を引き起こした場合、その者は上記の物を即座に撤去し、火災の危険がないように修繕するよう行動するものとする。

第一九一条 上記の改築に利用された左官徒弟又は大工徒弟は、二週の禁錮に処される。再犯の場合は禁食及び懲罰によつて加重される。

第一九二条 煙突内部、暖炉、かまど、暖房又は煙突の表面に火災の危険となる部分を発見した煙突掃除徒弟 (Rauschfangkehrer (Schorsteinfeger)) は、自己の職人に、もし職人を持つていなければ官憲に届け出をする義務がある。その徒弟が、再度掃除をした際に、以前の状態にあることを発見した場合、直接官憲に届け出をせねばならない。届け出を怠つたことに対する刑罰は、両事例ともに一週の禁錮となる。

第一九三条 徒弟から受けた届け出を検証せねばならない煙

突掃除職人で、実際に火災の危険が認められた場合に、その旨を住居所有者又は管理者に届け出ず、その対策が十分である場合に、官憲に更に届け出ることをしなかつた者は、五から五十グルデンの罰金に処される。

第一九四条 自己の職務に基づいた、自分の地区 (Bezirk) での煙突の適正な清掃のための定期的な点検を怠るか、又は点検させることを怠る煙突掃除職人にも、上記の刑罰が科せられる。

第一九五条 火薬を扱う商人又は小売商人が、自己の小屋又は自宅に、消火命令によって許可された以上の大量の火薬在庫を抱えているか、若しくは許可された在庫量を規定に合致しない方法で保管している場合、初犯は不許可の在庫の没収及び二十五グルデンの罰金、二犯の者は上記没収及び倍額の罰金、三犯の者は一月の禁錮及び火薬商売の喪失が科せられる。

第一九六条 何らかの引火しやすい原料を含む在庫を抱える職業の者が、その在庫を床に、若しくは壁又は適切な遮蔽物によって保護されていない不安定な場所に保管する場合、物の性質及び在庫量に応じて、二十五から五百グルデンの罰金に処される。

第一九七条 干し草、麦わら又は薪のために用意された小屋又は倉庫を所有している場合、それらを別の場所に貯蔵する者は、第一九六条に定められた刑罰に服する。

第一九八条 暖房を任せられている使用人 (Dienstvolke) が暖炉に乾燥炉のための木材を使用する場合、三日の禁錮に処され、繰り返された場合は懲罰により加重される。

第一九九条 下男 (Hausknecht)、御者、馬又はその他の家畜の世話係、女中 (Dienstmagd)、若しくは誰であれ、むきだしの灯りを持って、納屋、家畜小屋、又は木材、炭、麦わら又は干し草が格納された貯蔵庫に入る者は、一週の禁錮に処され、繰り返された場合は禁食及び身体的懲罰により加重される。

第二〇〇条 商人見習い又は職人徒弟が、可燃性の原料が格納された倉庫 (Magazine) 又は貯蔵庫で、むきだしの灯りを持って何らかの製造又は作業をする場合も同様である。

第二〇一条 審問の際に、雇い主又は職業所有者 (Gewerbsinhaber) が必須の角灯を調達していなかったことが明らかとなる場合、その者は五から五十グルデンの罰金に処される。雇い主、商人又は職人自身が第一九九条及び第二〇〇条の事例に該当する場合は、二十五から五百

グルデンの罰金に処される。

第二〇二条 家畜小屋、干し草又は麦わら小屋若しくは納屋で煙草を吸う者は、直ちに身柄拘束され、懲罰で加重された一週の禁錮に処される。

第二〇三条 納屋、干し草又は穀物の物置、若しくは収穫前の耕地又は刈り取られた収穫物が未だ運ばれていない耕地の付近で火を焚く者、森で焚いた火の始末をしない又は完全に消火することなく放置する者は、その都度、共同体のための公共労働を伴う一週の禁錮に処される。危険の状況次第では懲罰が付加される。

第二〇四条 松明を持って旅する者は、木造の橋、小管区又は森の前で松明を消さなければ五百グルデンの罰金に処される。このことは、宿駅長から駅を通過する外国人に対し、駅通馬の交代 (Postwechsel) の際に告げられる。

第二〇五条 駅通馬の御者又はラントの御者は、乗車する旅人に対し上記の内容を、上記の場所を通過するたびに繰り返し告げねばならず、また松明が消える前にその場から発車する場合、共同体のための公共労働及び懲罰によって加重された一週の禁錮に処される。

第二〇六条 もし旅人が駅通馬の御者又は御者に脅迫又は暴

力を用いて発車を強制するようなことがあれば、後者は、十分な助力が期待できる最寄の小管区に事件を通報せねばならない。そこで官憲は旅人から略式供述を記録し、見知らぬ旅人であれば処罰の保証 (Sicherstellung) を要求せねばならない。但し、そのとき旅の継続を阻止するのではなく、全ての経過をすみやかに郡庁 (Kreisamt) に通報せねばならない。

第二〇七条 あらゆる小管区 (Ortschaft) は、火のついた松明を持って通過する旅人を例外なく身柄拘束せねばならず、その者に対して上記第二〇六条の規定に従った措置をとる官憲に届け出なければならない。

第二〇八条 発生した火災を隠蔽しようとする者、又は火災が発生した際に届出を怠る者は、小管区の相違及び隠蔽から生じる危険の大小に応じて十から百グルデンの罰金に処される。

第二〇九条 前条で個別に規定した事例に並んで、一般的に火災の危険が容易に予見可能なその他のあらゆる作為又は不作為、即ち、むきだしの灯りに際して亜麻又は麻を燃やす、家屋又は納屋の近辺で銃を発射する、若しくは花火を打ち上げる等々についても、前記の事例に多かれ少なかれ

一致する基準に従って処罰されるものとする。

第二一〇条 第一編第一五二条から第一五六条で規定された要件に従い、重罪としての処罰に適さないあらゆる窃盗は、一週以上三月以下の単純禁錮又は重禁錮に処される。状況の性質に応じては、禁錮が重労働、禁食及び懲罰により加重される。

第二一二条 横領及び詐欺についても、前者は第一編第一六一条及び第一六二条、後者は第一編第一七八条、第一七九条及び第一八〇条に挙げられた状況に従い重罪の性質を含まない場合、同様の刑罰が加えられる。

第二一二条 刑期及び刑の加重は、詐欺、行為に際立つ奸計、悪意、危険及びそれらにより更に欺かれた信頼の程度に応じて決定されるものとする。

第二二三条 配偶者、親、子ども又は兄弟姉妹間での盗難はその者らが共同の世帯で生活している限りで、家族の長が請願した場合のみ第二一〇条の適用をもって刑罰が科せられる。

第二二四条 窃盗及び横領への関与は、第一編第一六五条及び第一六六条に従い重罪とならない限り、重違警罪である。

第二二五条 関与の処罰は一概に第二一〇条に従って決定さ

れるものとする。但し特に、未成年者及びその他の弁別能力が乏しい人物に対して上記違反を行う者には重い刑罰が科せられる。

第二一六条 上記の窃盗、横領及びそれらへの関与は、司法上の発見に先立ち自由な意志で返還又は返済が行われた限り、重違警罪とならない。

第二一七条 錠前屋 (Schlosser) 及びその他の鍛冶屋 (Feuerarbeiter) が、合鍵又は自在合鍵 (Hauptschlüssel) を見知らぬ人間に製造する場合、そのような鍵を憂慮すべき形に従って製造するか、又は単なる押型を製造する場合、又は用心や適切な調査なく見知らぬ人間に鍵を模造するか、鍵を開ける場合、若しくは錠前職人が、いわゆる開錠具 (Sperrzeug (die Dieneriche)) を不適切に保管、又は物騒な人物の手に委ねる場合、初犯は二十五から五十グールドの罰金、繰り返された場合は倍額の罰金となる。三犯の者は職業の喪失が科せられる。

第二一八条 使用人 (Gewerbsdiener) 又は手工徒弟が、その主人又は職人に知られず、上記の違反に責任を負う場合、一週の重禁錮に処される。一犯の者は禁食及び懲罰により加重され、受刑者が外国人の場合は、刑期終了後に全世襲

領地から追放される。

第二一九条 古物商人、行商人、又は誰であれ中古の品物を用いて職業又は商売をする者が、未成年の子どもから何かを購入又は交換する場合、その者の人格及び品物の状況に依じて、二百五グルデンの罰金又は身体的懲罰に処される。

第二二〇条 繰り返された場合、罰金額が倍額となるか、若しくは単純罰金刑が禁食及び身体的懲罰を伴う一週の禁錮によって加重される。違反の頻発により改善していないことが明らかとなった場合、違反者が市民的職業又は官憲の許可を持っていれば、それが失われる。特別の許可なく行爲した国内人は不定期間、小管区から、外国人は永久に世襲領地から追放される。

第二二一条 ある人物から金細工、銀細工、寶石、金品又は銀品を購入しよう提案された宝石商人又はいわゆる裝飾品 (Galantewaren) 商人は、状況からその物品が所有者のものではないか、所有者からは発送され得ないことを推測した場合、その物品及び販売者を留めておく義務、及びそのことが十分に証明できる状況に無い場合は、即座に販売者の身柄を拘束する義務を負う。この規定を怠る場合、二十五から百グルデンの罰金に処される。

第二二二条 宝石商人及びいわゆる裝飾品商人が、上記の方法で提示された疑わしい物品を着服した場合、購入者は物品の価値の相違に依じて、五十から五百グルデンの罰金に処される。

第二二三条 金銀細工師もまた、規定に従つた市民である他の金銀細工師の名が記されていない、溶けた金又は銀の購入を提案された場合、販売者を留めておき、身柄を拘束する義務を負う。これを怠る場合、若しくは無記名の金又は銀を着服する場合、この違反には前条に定められた刑罰が科せられる。

第二二四条 商人及び職人のみならず、品物の購入又は賃貸を提案された場合に、その性質から、提案者に横領の嫌疑を抱いた者すべてが、提案者を可能な限り留め、それが証明されない限り身柄を拘束する責務がある。この責務の履行を自己の責任から怠る者は第二二一条に従つて処罰される。

第二二五条 同じく上記の基準に従い、前述の方法に基づく疑わしい物品を着服する者又は担保として借りる者も、第二二二条に定められた刑罰に服する。

第二二六条 基準、重さ又は性質の不真正によるその都度の

価格命令 (Taxordnung) 違反については、刑罰が定められている本法典以外の特別の規定による。但し、三犯の者は、それまでの処罰が有効でないことを示しており、重違警罪として職業の喪失が科せられる。

第二十七条 物品又は労働の価格を公衆 (Publium) の不利益のために上昇させるか又は自己の利益のために低下させる意図、若しくは欠乏を引き起こす意図に基づき、多数又は全ての職人の協定 (Verabredung) は、重違警罪として、協定への関与の程度に応じて処罰される。

第二十八条 上記協定の惹起者は、対象の重要性の大小に応じて、一月以上三月以下の重禁錮に処される。職業の管轄者が惹起者の場合、管轄職の剥奪及び以後の無資格が宣告される。その他の一連の関与者は、協力の責任を負う程度に応じて、閉所監禁及び禁食により加重された三日以上一月以下の禁錮に処される。

第二十九条 共同の拒否を行使するため、若しくは他の手段により日払い又は週払い賃金の上昇やその他の条件を自己の親方に強要するため、手工徒弟の協定が生じた際には、首謀者は禁食及び懲罰により加重された三日以上一週以下の禁錮に処される。その後首謀者は原地民であれば行政

区画から、外国人であれば全世襲領地から追放される。

第三〇条 日々の暮らしに不可欠な必需品に属する物品を一般の購入品として販売する職人が、その在庫を隠匿するか、又は何らかの購入者に交付することを拒否する場合、物品の不可欠性に応じて、初犯は十から五十グULDENの罰金に処される。二犯の者は倍額の罰金が、三犯の者は職業の喪失が科せられる。

第三十一条 第二二六条、第二二七条、第二二九条及び第二三〇条の事例が公共の暴動への誘因を与えた場合、前三条の事例に定められている刑罰は単純禁錮から重禁錮に変更される。但し第三三〇条の事例については、初犯で即座に職業喪失が科せられる。

第三二条 第三三〇条に記載された隠匿又は拒否が、実際の公然たる暴動時に生じる場合、有罪者は、職業の喪失に加え、六月の重禁錮に処される。その際に公共の暴動を広めようという意図が証明された場合、それは重違警罪である状況を高め、第一編第六四条に従い重罪として扱われることになる。

第三三条 あらゆる暴利契約は財産の安全に対する重違警罪とみなされる。但し、暴利には様々な形態が認められ、

偽造及び隠匿自体には常に多くの奸智が利用されるが、それらは審問を極度に紛糾させ、従って審問は必然的に長期化する。そのため上記違反の処理は個別の機関に、その違反に関して公布された勅令に従い、割り当てられる。

第二章 名誉の安全に対する重違警罪について

第二四条 名誉の安全に対する重違警罪は名誉毀損 (Ehrenbeleidigungen) と呼ばれる。名誉毀損の事例は以下の通り。

(a) ある人物が根拠のない重罪の告発によって名声を傷つけられる場合。但しその告発は、第一編一八八条による誣告の罪に必要な性質を備えている必要はない。被告発者がそれによって何らの不利益な結果も被らなかつた場合、侮辱者の処罰は、提起された重罪の責任に比例して、一月以上三月以下の禁錮である。被告発者が不利益を受けた場合、侮辱者は一月以上三月以下の重禁錮に処される。

第二五条 (b) ある人物に対し、真実味のある架空の状況を用いて重違警罪の告発を提起した者。刑罰は、被告発者に不利益が生じていない場合、告発の状況に応じて、三日

以上一月以下の禁錮である。被告発者に不利益が生じた場合、侮辱者は閉所監禁及び禁食により加重された一月以上三月以下の禁錮に処される。

第三六条 (c) その他、真実味を持つ限りで、被告発者の市民的尊敬を低下させ、そのため被告発者の暮らし、仕事又は収入に有害な影響を及ぼしうる行為により虚偽の告発がなされる場合。処罰は重ねて実際の不利益な結果を顧慮し、一月以上三月以下の禁錮であり、状況次第で加重される。

第三七条 (d) ある人物が、中傷文書によってか、若しくは、実名を挙げるか又はその者に特有の、いくつか適用できる特徴を用いた何らかの比喩的表現によって公衆の嘲笑にさらされる場合。刑罰は一月以上三月以下の禁錮である。

第三八条 前述の名誉毀損の刑罰は、第一の惹起者のみならず、告発又は中傷表現を流布し、その更なる公然化に寄与することを商売にする者にも科せられる。

第三九条 上記の違反については、特に侮辱者と被侮辱者間が、尊敬の念 (Ehrerbietung) で結ばれているか又は近い親戚関係にある場合、この状況は加重事由とみなされ、刑罰は一月以上三月以下の重禁錮が宣告される。

第二四〇条 他方、上司とその部下という関係によつても、

上記違反は加重される。上司が職権により与えられた機会に際してその部下に対する虚偽の告発を提起し、それにより部下の以後の暮らしが阻止されるか、又は部下の義務適合性に関する良い評価が喪失する場合、上司はその告発を取り消す義務がある。但し上司の更なる処罰は、その者の直接の主任 (Oberhaupt) に留保されている。

第二四一条 道路又は公共の場で他人に侮辱的なあだ名を浴びせる、打撃を加える (mit Schlägen behandeln)、又はそれらを用いて従わせるために大声で脅す者は、被虐待者が求めれば、関係及び行動に応じて、三日以上一月以下の単純禁錮又は重禁錮に処される。但し、侮辱が特に礼儀正しさが規定される場所で行われたか、若しくは振舞いが意図的にある階級に対する軽蔑であることが明らかである場合、常に重い刑罰が科せられる。

第二四二条 ある人物に対し、受忍されたか又は特別免除された合法的刑罰に関して、若しくは、裁判による審問に従い、審問が公正に行われる限りで、審問に付さないか無辜として無罪であると宣告された者に対し、その人物を侮辱する意図で非難を加える者は、人格の性質に応じて、一週

の禁錮又は二十五回の打擲に処される。

第二四三条 医者、出産補助者又は助産婦が、その看護を委ねられた者の秘密を、職務上照会してくる官憲以外の人間に漏らす場合、初犯は三月、二犯は一年、三犯は永久の実務停止に処される。

第二四四条 薬局の人間が、申請された処方箋 (Rezepten) を悪用し、他人に患者の秘密を漏らす場合、その者が所有者又は薬剤師であれば、一律に五十グULDENの罰金、徒弟であれば、状況に応じて禁食及び閉所監禁により加重された禁錮に処される。

第二三章 公共の道徳に対する重違警罪について

第二四五条 立法の慎重さから、立法の意図に従い公共の道徳の概念は、それ自体で公共の憤激又は嫌悪を生ぜしめる行為に限定されない。その概念には、性質上、道徳退廃の拡大に寄与する行為及び、通常の結果として無秩序及び放埒を伴う行為も含まれる。この定義に従い、以下の各項が公共の道徳に対する重違警罪として処罰される。すなわち、
 (a) 猥褻行為、(b) 物乞い (Betteln)、(c) 禁じられた賭博、(d) 飲酒である。

第二四六条 少なくとも片親が同一である兄弟姉妹間での猥

褻行為、若しくは親、子乃至兄弟姉妹間での猥褻行為は、

重違警罪として、一月以上三月以下の禁錮に処される。付

随状況次第では閉所監禁、禁食及び懲罰によって加重され

る。審問により誘惑者であると判断される者は、一月以上

三月以下の重禁錮に処される。刑期終了後、配慮に基づく

職権から、有罪者間の共同生活 (Gemeinschaft) はその

分離によって解消されつる。

第二四七条 姦通を犯した既婚者、及びその相手となつた未

婚者もまた、一月以上六月以下の禁錮に処される。但し女

性は、姦通により次代の血統 (Geburt) の合法性に疑い

が生じた場合、より重く処罰される。

第二四八条 但し姦通は、第二五五条の場合を除き、職権で

はなく、ただ被侮辱者側の要求に基づいてのみ、審問に付

され、処罰されつる。被侮辱者が、認識した侮辱行為を明

白に歪曲する場合、若しくは認識した時点から六月の間、

届け出をしなかつたことで黙認した場合、被侮辱者であれ

もはや上記要求の権限を持たない。また、被侮辱者が、再

び有罪者との共同生活を望むと宣言した時点で、既に宣告

された刑罰は消滅する。但し、この宣言は、共同責任者に

ついで宣告された刑罰を破棄しない。

第二四九条 家父長又は女家主の未成年の娘、又は家政に従

事している未成年の血縁者を陵辱する同居人は、家族との

関係の相違に依じて、一月以上三月以下の重禁錮に処され

る。

第二五〇条 ある家族に属する女性が、未成年の息子、又は

同居している未成年の血縁者に猥褻行為をする場合も、同

様の処罰が科される。但し上記二つの違反事例の審問及び

処罰は、親、血縁者又は後見人の要求に基づいてのみ行わ

れる。

第二五一條 十分な婚約を得ずに他人を誘惑又は陵辱する行

為は、被陵辱者のために留保される賠償請求権に加え、一

月以上三月以下の重禁錮が科せられる。

第二五二条 事前に正規の特例 (Dispensation) を受けず、

認識していた法定の婚姻傷害を告げることなく結婚する者、

又はラントの法律に従えば婚姻が不可能な相手と結婚する

ために外国のラントに移住する者は、三月以上六月以下の

重禁錮に処され、誘惑者は常に重く処罰される。但し、相

手に婚姻障害を隠し、上記の方法で無辜の者を無効の婚姻

へ誘惑した場合、禁錮は更に加重される。

第二五三条 家長権の濫用によって、自己の子どもに、法律では無効な婚姻を強制した親に対しても、上記と同様の刑罰が科せられる。

第二五四条 自身の身体を用いて淫らな職業に従事する者の処罰は、警察に委ねられる。但し娼婦が、世間を通じて目立った憤激を引き起こした、未成年者を誘惑した、若しくは性病を患っていることを知りながら淫らな職業を継続した場合、一月以上三月以下の重禁錮に処される。

第二五五条 猥褻行為を伴う職業に従事する既婚者は、未婚者と同様、前述の処罰に服し、男性からの訴えの有無を問わない。売春業 (Schandgewerbe) に従事する者が既婚者である場合は、加重事由として刑罰が加重されねばならない。

第二五六条 審問によって、男性が女性の売春業について承諾しており、且つその職に関与するか又はしばしば利益を得ていたことが明らかとなった場合、その男性は、以下の条文の売春斡旋に定められている刑罰の最高刑に処される。

第二五七条 売春斡旋の責を負うのは以下の者である。(a) 娼婦に正規の滞在場所、若しくは職業を行うための隠れ家を与える者。(b) 上記の人物を紹介することで利益を得る者。

(c) それ以外で、上記方法の許されない合意の下での仲介に利用される者。

第二五八条 売春斡旋の刑罰は三月以上六月以下の重禁錮である。但し有罪者がその職業を既に長期間継続している場合、刑期が延長され、禁食及び懲罰により加重される。

第二五九条 売春斡旋の罪で処罰された人物は、再犯の場合、「売春斡旋の罪により」又は「猥褻行為を誘惑した罪により」と書かれた板が胸の前に掛けられ、集団 (Krause) の中に置かれた後に、禁食及び懲罰で加重された六月の重禁錮に処される。但し刑期終了後は以前の滞在地から、外国人であれば全世襲領地から追放される。

第二六〇条 宿屋又は酒場の主人が猥褻行為の誘因を生じさせた場合、その者は、初犯であれば二十五から二百グールドの罰金に処される。再犯の場合は、宿屋又は酒場から追放され、将来にわたりその職業の資格がないと認定される。主人に知られずに隠れ家を提供した使用人は、他の売春斡旋と同様に処罰される。

第二六一条 物乞いに対する予防策は貧民救護施設 (Armenversorgungsanstalten) に関係し、一般には現地の官憲に委ねられている。但し、現存の救護施設に際して、

たび重なる逮捕、無為の傾向、及び諫止効果又は第一回目の処罰効果の無さが表れている場合、物乞いは重違警罪となる。

第二六二条 上記の場合、刑罰は八日以上一月以下の禁錮となる。逮捕が頻繁であれば、三月まで延長され、改善不能性が顕著であれば重労働、禁食及び身体的懲罰により加重される。

第二六三条 他方、同情を引くために身体的虚弱、傷、病気等があるかのごとく演技をする物乞い者は、初犯で即座に一月の禁錮に処される。その者が上記目的から実際に自己の身体に暴力を加えた場合、第一六一条の自己切断行為及び意図的な自傷行為に対する刑罰が科せられる。

第二六四条 十四歳未満の子どもの物乞いをしている場合、親、若しくはその子どもも監督又は養育にあたる者は、そのことを知っていたか、又は自ら命じていた限りで、八日以上一月以下の禁錮に処される。

第二六五条 他人の物乞いの手段とするために子どもを貸し与える親は第二六二条に規定された方法で処罰される。

第二六六条 禁止された賭博行為は、賭博を行った者と同様、自己の住居で賭博をさせた者も該当し、どのような場合で

も刑罰は九百グルデンの罰金となる。それに関して所持金の三分の一は通報者に帰属し、通報者自身は刑罰の対象であっても刑を免除される。罰金を支払う能力の無い者については、罰金が一月以上三月以下の重禁錮に変更される。禁止された賭博に関わった外国人は世襲領地から追放される。

第二六七条 飲酒が処罰されるのは、酩酊状態で、そのような状態でなければ重罪の責を負う行為を犯した者である。刑罰は一月以上三月以下の禁錮となる。飲酒者が経験から、酩酊状態では凶暴な気性になることを自覚していた場合、禁錮は加重され、悪行が重大であれば、六月の重禁錮となる。

第二六八条 中毒的な飲酒 (eingekaltete Trunkenheit) が重違警罪となるのは、屋根及び足場で作業をするか、又は火災の危険を伴う対象を扱わねばならない職人及び日雇い労働者、また、自己の不注意により容易に火災が生じうる使用人身分の者であり、初犯は十五回から二十五回の打擲を伴う懲罰に処され、再犯は禁食及び懲罰を伴う三日以上一月以下の重禁錮に処される。中毒的な飲酒の処罰は確かに、その者の公然性によって官憲の知見に及んだ場合に職

権によって科されるものであるが、それ以外では、職人又は雇い主が上記に関して官憲に苦情 (Beschweide) を呈した場合に限り処罰される。

第二六九条 総じて見れば、親族間の窃盜、夫婦間の信賴の侵害、子どもの親に対する及び使用人の雇い主に対する当然の敬意の實際の侵害等々といった重大な不道德は、その行為が単に家庭内に留まっている限り、家庭の躰に委ねておかなければならない。しかしながら上記の無秩序は親、後見人、教師、血縁者、配偶者、雇い主等々が官憲に助けを求めずにはいられなくなるや否や、公共の道德に反する違反となる。従つて、官憲は上記の場合において、無秩序の防止に向けて手をさしのべる義務、及び、適切な審問に従つて、状況次第では上記の違反行為が最も目的に適つた有効な結果だと考えるであろう者に処罰を科す義務が科せられている。

第一章 重違警罪とその処罰の消滅について

第二七〇条 重違警罪及びその刑罰が消滅するのは、違反者の死亡、罰金の支払い又は刑罰の受忍、刑の免除及び時効によつてである。

第二七一条 違反者の死亡はあらゆる審問を破棄する。既に判決が宣告されている場合は判決のあらゆる効果が破棄される。判決により補償 (Ersatz) 又は賠償 (Erschädigung) が科されている場合も同様である。

第二七二条 完遂された刑罰によつて違反があがなわれるため、たとえ、もし知られていればより重い処罰をもたらしたであろう状況がその後明らかに became したとしても、上記の違反はもはや追及され得ない。

第二七三条 刑罰の免除は、その刑罰が免除された範囲で、刑罰の完遂と同様の効果を有する。

第二七四条 時効により違反及び刑罰が消滅するのは、違反者が違反を行った日から審問に付されておらず、且つ以下の全ての項に該当する場合である。

- (a) 違反による何らの利益ももはや有していない。
- (b) 違反の性質が認められる範囲で弁済が行われた。
- (c) 時効のために定められた期間、何らの重違警罪も犯さなかつた。

第二七五条 時効の期間は、加重なしの第一級禁錮、五十グレン以下の罰金、及び十打の打擲による刑罰が定められている違反については三月である。加重された第一級禁錮、

二百グルデン以下の罰金、及び二十五打の打擲による刑罰が定められている場合は六月である。

権利又は資格の喪失が定められているような、嚴重に禁じられたあらゆる違反については満一年である。

第二編 重違警罪に際する手続について

第一章 重違警罪に関わる裁判権について

第二章 重違警罪の捜査と罪体の提起について

第三章 被告人の審問及び尋問について

第四章 法的な証明について

第五章 有罪判決について

第六章 上訴及び恩赦の請願について

第七章 判決の告示及び執行について

第八章 重違警罪に関する裁判権の費用について

第九章 重違警罪に関する裁判権の管理及び一般的監督について